

| 施策体系                              | 事業名          | 所管   |       | 事業の目的                                                                            | 事業の概要                                                                              |
|-----------------------------------|--------------|------|-------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
|                                   |              | 部    | 課     |                                                                                  |                                                                                    |
| <b>1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態</b> |              |      |       |                                                                                  |                                                                                    |
| <b>1-1 (1) 消防水利の維持管理</b>          |              |      |       |                                                                                  |                                                                                    |
|                                   | 消防水利整備事業     | 消防本部 | 警防課   | 現有する消防水利の維持管理を行うとともに、大地震発生時のライフライン寸断により消火栓が使用不能となった場合に活用可能な耐震性貯水槽の設置数を増やす。       | 地震等による災害に対応するため、水道事業等に併せて消火栓を整備する。また、経年劣化した消火栓の補修を行うなど、消防水利施設の維持管理を図る。             |
| <b>1-1 (2) 消防庁舎・消防車両の維持管理等</b>    |              |      |       |                                                                                  |                                                                                    |
|                                   | 消防施設管理事業     | 消防本部 | 消防総務課 | 火災等の災害から市民の生命、身体、財産を守るため、消防庁舎の整備、充実を図る。                                          | 消防施設を維持管理していくために必要な施設修繕費や工事を行う事業。                                                  |
|                                   | 消防車両整備事業     | 消防本部 | 警防課   | 消防庁が定める「消防力の整備指針」に基づき、消防車両、救急車両等の整備を補助金等も活用し計画的に推進することで消防力の強化を図る。                | 消防車両（ポンプ車、水槽付消防ポンプ車、はしご車、救助工作車、救急車、消防団車両等）の更新及び維持管理を行うものである。                       |
|                                   | 消防車両管理事業     | 東消防署 | 管理課   | 消防車両の維持管理を計画的に実施し消防力の強化を目的とする。                                                   | 消防車両のタイヤ、バッテリー等の消耗品を購入し維持管理を行うもの。                                                  |
| <b>1-1 (3) 消防職員の消防力の維持向上</b>      |              |      |       |                                                                                  |                                                                                    |
|                                   | 消防総務課一般事務費   | 消防本部 | 消防総務課 | 国、県及び全国消防長会等で主催する会議、研修への出席を通じ、消防情勢や課題への取組などを共有することと、各種ワクチン接種を実施し消防業務の円滑な推進を図る。   | 消防業務を円滑に運営するために必要な事業。強靱化に寄与する事業内容：国、県及び全国消防長会等主催の会議及び研修への出席及び関係機関との連携、各種ワクチン接種の実施。 |
| <b>1-1 (4) 地域の消防体制の強化</b>         |              |      |       |                                                                                  |                                                                                    |
|                                   | 消防団運営事業      | 消防本部 | 消防総務課 | 地域防災力の中核的な役割を担う消防団への入団促進、安全装備品の確保等、消防団活動の更なる充実強化を図る。                             | 上尾市消防団の活動に必要な事業。                                                                   |
|                                   | 自警消防団運営事業    | 消防本部 | 警防課   | 大規模災害時に各地域の自主防災組織とともに災害対応を実施する、市内の上尾市自警消防団32個分団及び運営団体である上尾市自警消防団運営連絡協議会に補助を実施する。 | 上尾市自警消防団運営費等補助金交付要綱に基づき、各地区自警消防団及び上尾市自警消防団運営連絡協議会に対して補助を行うもの。                      |
|                                   | 自警消防団施設等整備事業 | 消防本部 | 警防課   | 大規模災害時に地区の自主防災組織とともに活動する上尾市自警消防団の使用施設及び機械器具の整備を充実するため補助を行うもの。                    | 自警消防団の運営及び施設、機械器具の整備充実を図るため、上尾市自警消防団運営費等補助金交付要綱に基づき、補助を行うもの。                       |

| 施策体系                                   | 事業名                                | 所管    |         | 事業の目的                                                                                | 事業の概要                                                                                          |
|----------------------------------------|------------------------------------|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                        |                                    | 部     | 課       |                                                                                      |                                                                                                |
| <b>1-1 (5) 火災予防の指導</b>                 |                                    |       |         |                                                                                      |                                                                                                |
|                                        | 火災予防審査・指導事業                        | 消防本部  | 予防課     | 防火対象物及び危険物施設に、消防法令を遵守して消防用設備等の設置及び維持並びに防火管理上の不備等について指導することで、火災予防を推進する。               | 消防同意及び危険物施設許可申請等の審査、防火対象物及び危険物施設の立入検査を行う。また、職員が法令改正の説明会や各種研修会へ参加し、予防技術の向上を図るための事業。             |
| <b>1-1 (6) 防火意識の啓発</b>                 |                                    |       |         |                                                                                      |                                                                                                |
|                                        | 消防音楽隊運営事業                          | 消防本部  | 消防総務課   | 演奏活動を通じて市民との融和を図り、火災予防思想の普及啓発や救急車の適正利用など、消防業務に関する理解を深めるための広報を目的とする。                  | 上尾市消防音楽隊を運営するための事業。                                                                            |
|                                        | 火災予防啓発事業                           | 消防本部  | 予防課     | 子供達の防火意識、事業所の防火管理意識及び住宅用火災警報器の設置率等の向上を目的にイベントや広報活動を行い、市民の防火意識の高揚を図る。                 | 春・秋に実施している火災予防運動、歳末火災特別警戒、住宅用火災警報器の設置促進キャンペーン及び小学生を対象とした体験学習（一日消防士）等を行い、市民の防火思想の普及、啓発を図るための事業。 |
|                                        | 火災原因調査事業                           | 消防本部  | 予防課     | 火災の情報を収集し、原因を調査することで類似火災の防止に繋げる。                                                     | 火災の原因をはじめ、火災及び消火のために受けた損害の調査を行う。これらの火災の原因を究明し、予防行政へ反映させるもの。                                    |
| <b>1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態</b> |                                    |       |         |                                                                                      |                                                                                                |
| <b>1-2 (1) 住宅の耐震化</b>                  |                                    |       |         |                                                                                      |                                                                                                |
|                                        | 勤労者住宅資金貸付事業                        | 環境経済部 | 商工課     | 上尾市内に居住し、または居住しようとする勤労者に対し、勤労者住宅資金の貸付けを行うことにより、その持家取得を容易にし、もって勤労者の福祉の向上に資することを目的とする。 | 上尾市内に居住し、または居住しようとする勤労者に対して、住宅の新築・増改築・修繕などの住環境の整備に必要な資金を貸付けする。                                 |
|                                        | <住宅・建築物安全ストック形成事業><br>既存建築物耐震化促進事業 | 都市整備部 | 建築安全課   | 災害に強いまちづくりを進め、市民等の生命と財産を守るため、地震により想定される被害の低減を目指す。                                    | 上尾市建築物耐震改修促進計画に基づき、新耐震基準（昭和56年5月）以前の耐震診断・耐震改修に補助を行う等、民間建築物の耐震化の促進に係る事業を行う。                     |
| <b>1-2 (2) 多数の者が利用する民間建築物の耐震化</b>      |                                    |       |         |                                                                                      |                                                                                                |
|                                        | 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業            | 健康福祉部 | 高齢介護課   | 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保する。                                                              | 耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進する。                                                         |
| <b>1-2 (3) 公共施設の耐震化・老朽化対策</b>          |                                    |       |         |                                                                                      |                                                                                                |
|                                        | コミュニティセンター管理運営事業                   | 市民生活部 | 市民協働推進課 | 市民相互のふれあい及び連帯感のある地域社会を形成するため、上尾市コミュニティセンターを設置。                                       | コミュニティセンターにおける管理運営委託業務。                                                                        |

| 施策体系 | 事業名              | 所管     |         | 事業の目的                                                 | 事業の概要                                                                                             |
|------|------------------|--------|---------|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                  | 部      | 課       |                                                       |                                                                                                   |
|      | イコス上尾管理運営事業      | 市民生活部  | 市民協働推進課 | 市民の文化的な生活の推進並びに健康の保持及び増進を図るため、イコス上尾を設置。               | イコス上尾における管理運営委託業務。                                                                                |
|      | 文化センター管理運営事業     | 市民生活部  | 市民協働推進課 | 市民の教養及び文化の向上に寄与し、並びに福祉の増進を図るため、上尾市文化センターを設置。          | 文化センターにおける管理運営委託業務。                                                                               |
|      | 公営住宅管理事業         | 行政経営部  | 施設課     | 再開発住宅、コミュニティ住宅の施設維持管理。                                | 上尾市営再開発住宅条例、上尾市コミュニティ住宅条例に基づき、上尾駅東口再開発事業・密集住宅市街地整備促進事業に伴い住宅困窮となった市民が入居する上尾市再開発住宅とコミュニティ住宅の維持管理経費。 |
|      | プラザ館管理事業         | 行政経営部  | 施設課     | プラザ館の維持管理。                                            | プラザ館の清掃、設備の維持管理及び機械警備。                                                                            |
|      | 総合福祉センター管理事業     | 健康福祉部  | 福祉総務課   | 総合福祉センターの施設維持管理を行う。                                   | 身体障害者福祉センターふれあいハウス、老人福祉センターことぶき荘、障害福祉サービス事業所かしの木園等の複合施設として建設された総合福祉センターの維持管理を行う。                  |
|      | 市立保育所施設改修事業      | 子ども未来部 | 保育課     | 児童の安全・安心な保育を実施。                                       | 公立保育所は、昭和40年代に建設された保育所が多く施設や設備が老朽化している。このため、計画的な改修を図るとともに、緊急の修繕にも対応していく。                          |
|      | 障害者通所施設等管理事業     | 健康福祉部  | 障害福祉課   | 市所有の障害者通所施設等について保守委託や修繕などを行うことにより、施設を適正に管理する。         | 市所有施設の保守委託・空調保守委託及び必要な修繕に係る費用。                                                                    |
|      | 上尾伊奈斎場つつじ苑管理運営事業 | 環境経済部  | 環境政策課   | 火葬及び葬儀を行う施設である上尾伊奈斎場つつじ苑の管理運営事業。                      | 上尾伊奈斎場つつじ苑の管理運営事業。令和3年度から令和7年度まで指定管理者に管理運営を委託する。基幹的な設備に関わる改修工事や斎場予約システムの導入は市が行っている。               |
|      | プラザ22管理事業        | 環境経済部  | 商工課     | 市民の文化的な生活の推進及び福祉の増進を図るため、上尾市プラザ22を上尾市谷津二丁目1番50号に設置する。 | 上尾市プラザ22の清掃及び警備の委託、マンションとの共用部分の共益費・修繕費積立金などの費用負担、付属備品の劣化交換等の維持管理を行う。                              |
|      | 小学校管理運営事業        | 教育総務部  | 教育総務課   | 小学校の施設等維持管理。                                          | 小学校の維持管理に必要な工事や備品の整備等を実施する。                                                                       |
|      | 中学校管理運営事業        | 教育総務部  | 教育総務課   | 中学校の施設等維持管理。                                          | 中学校の維持管理に必要な工事や備品の整備等を実施する。                                                                       |

| 施策体系                                        | 事業名             | 所管    |       | 事業の目的                                                                                                    | 事業の概要                                                                                                               |
|---------------------------------------------|-----------------|-------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                             |                 | 部     | 課     |                                                                                                          |                                                                                                                     |
|                                             | 人権教育集会所管理事業     | 教育総務部 | 生涯学習課 | 同和教育を始めとするさまざまな人権教育の推進と充実を図る。                                                                            | 原市・畔吉両人権教育集会所は人権問題の解消に向けて組織的教育活動を推進する目的で設置された社会教育施設である。この原市・畔吉両人権教育集会所の維持管理を行う。                                     |
|                                             | 公民館管理運営事業       | 教育総務部 | 生涯学習課 | 公民館（市内6館）を管理運営するため、建築物の点検や修繕等を行う。                                                                        | 実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を実施する公民館（市内6館）を管理運営する。                                                                     |
|                                             | 東消防署原市分署庁舎耐震化事業 | 消防本部  | 消防総務課 | 災害活動拠点となる重要な施設を適切に維持管理する。                                                                                | 昭和54年に建設された消防庁舎を「上尾市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事を行うもの。                                                      |
|                                             | 学校施設更新計画推進事業    | 教育総務部 | 教育総務課 | 新たな学校環境を必要とする取組に対応する施設整備や学校施設の老朽化状況を踏まえた学校施設の効率的・効果的なマネジメントを目指し、「持続可能な教育環境づくり」を推進するため。                   | 学校施設の老朽化が進み、大規模な整備や修繕が必要であるため、上尾市学校施設更新計画基本方針、基本計画、実施計画に基づき、推進する。                                                   |
| <b>1-2 (4) 宅地における防災対策</b>                   |                 |       |       |                                                                                                          |                                                                                                                     |
|                                             | 宅地耐震化推進事業       | 都市整備部 | 開発指導課 | 頻発する地震に備え、宅地被害を防止・軽減するための宅地の耐震化が必要である。特に造成年代が古い盛土造成地は地震に脆弱なものが多く考えられており、変状の点検や事前対策を行うことによって市民の安全な暮らしを守る。 | 大規模盛土造成地の危険度を把握するため、優先評価に基づき第二次スクリーニング調査を実施する。                                                                      |
| <b>1-3 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態</b> |                 |       |       |                                                                                                          |                                                                                                                     |
| <b>1-3 (1) 河川改修等の外水氾濫対策</b>                 |                 |       |       |                                                                                                          |                                                                                                                     |
|                                             | 準用河川原市沼川改修事業    | 都市整備部 | 河川課   | 河川沿いの低地部において浸水被害が発生しているため、河道修繕及び浚渫を行い、流下能力の改善を行う。また、下流の一級河川原市沼川の整備状況により、改修工事を進めていく。                      | 本河川は上尾市と伊奈町の行政境を流れる河川で、第1期事業の柳津橋上流から平塚橋下流までの860mについては暫定的な河川改修が完了している。県施工の原市沼調節池事業の進捗の動向を伺い本格的な改修事業を推進する。            |
|                                             | 準用河川上尾中堀川改修事業   | 都市整備部 | 河川課   | 過去の水害により家屋等に多数の被害が発生していることから、改修工事により河道面積を広げ、治水安全度の向上を目指し整備を進める。                                          | 本河川は、平成10年度から天沼橋上流より多自然型護岸の河川改修を実施している。平成25年度から市河川事業全体の進捗状況とのバランスを図るため休工していたが、令和3年度から事業を再開し、令和9年度の完成を目指して改修事業を推進する。 |

| 施策体系                             | 事業名            | 所管    |     | 事業の目的                                                                                 | 事業の概要                                                                                              |
|----------------------------------|----------------|-------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                  |                | 部     | 課   |                                                                                       |                                                                                                    |
|                                  | 準用河川浅間川管理事業    | 都市整備部 | 河川課 | 河川の流下能力を確保していくため、適時適切な除草や堆積土除去などの維持管理を行う。                                             | 本河川は、昭和50年に準用河川の指定を受け、平成9年度より花の丘公苑から県立大宮北特別支援学校までの約1.3km区間の改修を令和2年度で完了し、令和3年度から維持管理（除草等）を行っていく。    |
|                                  | 都市基盤河川江川改修事業   | 都市整備部 | 河川課 | 上尾市が最下流であり家屋等への浸水被害が頻発しているため、早期の浸水被害解消を図る。                                            | 桶川市が事業主体の流域の4市で「江川改修促進協議会」を形成し河川改修を推進及び維持管理（除草等）をしている。負担金は流域面積割となっている。（上尾38%、北本17%、鴻巣0.5%、桶川44.5%） |
|                                  | 普通河川整備・管理事業    | 都市整備部 | 河川課 | 普通河川の整備や改良を実施することにより、快適な生活環境や市民生活の安全を図る。                                              | 年次計画を基にして、市内約260kmある普通河川や水路の整備を実施する。                                                               |
|                                  | 河川流域遊水機能保全事業   | 都市整備部 | 河川課 | 江川流域の洪水軽減対策として、農地権利者との協定に基づいて報償金を支払う。                                                 | 洪水被害の軽減対策で、江川流域内の遊水機能としての役割を果たしている農地等について、河川改修が終わり一定の成果が上がるまで、現状で土地利用をしてもらうための保全協定を締結し報償金を交付する。    |
|                                  | 排水路管理事業        | 都市整備部 | 河川課 | 普通河川の修繕や浚渫などの維持管理を実施することにより、快適な生活環境や市民生活の安全を図る。                                       | 市内には、約260kmの普通河川や水路があることから、河川や水路の浚渫、草刈、施設管理等、また安全対策の一環で行っている水路パトロールを継続し、維持管理事業の充実を図る。              |
| <b>1-3 (2) 下水道浸水対策事業等の内水氾濫対策</b> |                |       |     |                                                                                       |                                                                                                    |
|                                  | 地下道ポンプ設備等管理事業  | 都市整備部 | 道路課 | ポンプ設備により台風・ゲリラ豪雨等によるアンダーパス及び地盤の低い地区の冠水を防ぐ。                                            | はなみずき通りのJR高崎線の地下道部分及び小敷谷向山線のポンプ設備と監視カメラ、平方領々家のポンプ設備の管理を行う。                                         |
|                                  | 芝川都市下水路整備・管理事業 | 都市整備部 | 河川課 | 市街地を流下していることから、台風や集中豪雨の時には、急激な水位上昇が見られ、沿川付近では浸水被害も多発していることから、適時適切な除草や堆積土除去などの維持管理を行う。 | 本事業は、大雨時の氾濫防止を目的に昭和47年度から平成11年度までに3年に1度の大雨に対する整備が完了し、平成12年度から上尾市が事業主体となり、さいたま市・桶川市の負担を得て維持管理を行う。   |
|                                  | 都市下水路管理事業      | 都市整備部 | 河川課 | 近年の集中豪雨などにより、浸水被害が増加する傾向にあるため、適切な維持管理を行う。                                             | 完成または供用を開始している市内都市下水路（丸山、尾山台、原市、瓦葺、中新井、上郷、今泉、鴨川雨水幹線）の維持管理を行う。                                      |

| 施策体系                        | 事業名              | 所管    |            | 事業の目的                                                                      | 事業の概要                                                                                           |
|-----------------------------|------------------|-------|------------|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                             |                  | 部     | 課          |                                                                            |                                                                                                 |
|                             | 浅間川都市下水路整備・管理事業  | 都市整備部 | 河川課        | 太平中学校周辺の住宅や既存水路沿線における浸水被害の早期解消に加え、上流部に位置する大谷北部第四土地区画整理事業の雨水の排水先として整備促進を図る。 | 本事業は、平成16年度に事業認可を取得し、県道川越・上尾線を起点に県立大宮北特別支援学校までの約1.2km区間の現況水路を幅最大約3倍に拡幅し、1年に1度の大雨に対応できるよう改修を進める。 |
|                             | 樋管管理事業           | 都市整備部 | 河川課        | 荒川の増水時に河川水が逆流しないように樋管操作を行うとともに、定期的に維持管理を実施することにより、市民生活の安全を図る。              | 荒川に設置してある樋管三箇所について管理、点検操作を適切に行い、降雨による増水時には市内へ河川水が逆流しないよう開閉操作する。                                 |
|                             | 内水対策事業           | 都市整備部 | 河川課        | 放流先である河川などの水位や地形的な原因により発生する、内水被害を防ぐための整備や維持管理を行う。                          | 近年、局地的な集中豪雨等により市内でも河川・都市下水路等沿川の特に低地で浸水被害が発生しており、排水ポンプ等の対策を講じている。                                |
|                             | 公共下水道管渠整備事業（雨水）  | 上下水道部 | 下水道施設課     | 集中豪雨などによる都市型水害への対策を強化することにより、市街地の浸水被害の軽減を図る。                               | 上尾市雨水管理総合計画に基づき公共下水道の雨水整備を推進していく。                                                               |
|                             | 内水浸水想定区域図作成事業    | 上下水道部 | 下水道施設課     | 内水での浸水被害を軽減するために、浸水区域等の浸水想定情報を事前に住民等へ公表・周知することで、被害軽減対策を促進する。               | 浸水被害を軽減するためのソフト対策として、浸水区域や浸水深等の浸水想定情報を記載した浸水想定区域図を作成する。                                         |
| <b>1-3 (3) 雨水流出抑制施設等の整備</b> |                  |       |            |                                                                            |                                                                                                 |
|                             | 舗装排水事業           | 都市整備部 | 道路課        | 既存道路の幅員を最大限に活用するため、簡易側溝の敷設替えや既存側溝の蓋架けを行う。                                  | 既存道路の簡易型側溝の敷設替え及び新設等の工事を行う。また、車両等の通行にも耐え得る蓋を設置し、安全性を確保する。さらに歩道の改善においては地下水の保水性の高い街づくりに配慮した構造とする。 |
|                             | 調整池管理事業          | 都市整備部 | 河川課        | 水害時の浸水被害を防ぐため、調整池を良好に維持管理する。                                               | 調整池の清掃・点検、除草などの維持管理を実施する事業。                                                                     |
|                             | 雨水貯留施設設置等補助事業    | 都市整備部 | 河川課        | 流域治水対策として、自宅への雨水タンク設置を助成する。                                                | 本事業は、流域対策のひとつで、市民の方が自宅に雨水タンクを設置する際、費用の1/2（上限3万円/基）を助成する。                                        |
|                             | 上尾市雨水管理総合計画見直し事業 | 上下水道部 | 下水道施設課     | 気候変動や都市化による内水における最新の被害状況等を把握し、下水道による雨水整備の方針を決め、計画的に浸水対策を進める。               | 雨水管理総合計画について、気候変動を考慮した降雨量の検討や現状に沿った排水区域など、最新の情勢に沿った見直しを行う。                                      |
|                             | 内水対策事業           | 都市整備部 | 道路河川課（河川課） | 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域全体で行う、「流域治水」を推進する。                                 | 上尾市治水整備基本計画に基づき、計画的に雨水流出抑制施設等の整備を実施する。                                                          |

| 施策体系 | 事業名                                         | 所管    |             | 事業の目的                                                                                        | 事業の概要                                                                                             |
|------|---------------------------------------------|-------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                                             | 部     | 課           |                                                                                              |                                                                                                   |
|      | <b>1-3 (4) 風水害時における適時・適切な避難行動の啓発</b>        |       |             |                                                                                              |                                                                                                   |
|      | 災害ハザードマップ作成事業                               | 総務部   | 危機管理<br>防災課 | 市民の防災意識の向上、事前の対策の促進のため、地震被害想定調査（埼玉県）及び洪水浸水想定区域（国・埼玉県）を踏まえた災害ハザードマップを作成する。                    | 水防法及び上尾市地域防災計画に基づき、災害時の住民避難の啓発のため作成した、上尾市災害ハザードマップを最新の被害予測等に合わせ改訂する。                              |
|      | <b>1-4 交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態</b>     |       |             |                                                                                              |                                                                                                   |
|      | <b>1-4 (1) 鉄道事業者等との連携強化</b>                 |       |             |                                                                                              |                                                                                                   |
|      | 埼玉新都市交通（ニューシャトル）沼南駅・原市駅舎管理事業                | 市民生活部 | 交通防犯課       | 埼玉新都市交通の上尾市内2駅に関する、駅舎管理。                                                                     | 市の所有する沼南、原市の両駅駅舎について、埼玉新都市交通（株）との各種協定に基づき、同社に対する貸付契約を行う。                                          |
|      | <b>1-5 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態</b> |       |             |                                                                                              |                                                                                                   |
|      | <b>1-5 (1) 災害活動体制の整備</b>                    |       |             |                                                                                              |                                                                                                   |
|      | 河川監視カメラ管理事業                                 | 都市整備部 | 河川課         | 浸水被害常襲地区の河川等の水位をリアルタイムで確認し、早期の対応を図る。                                                         | 市内に流れる河川、都市下水路に内水対策の一環として、河川監視カメラを設置して市民に河川の状況をリアルタイムで配信できるようにして、早期段階で市民に注意を促すことができるよう適切に維持管理を行う。 |
|      | <b>1-5 (2) 情報伝達体制の整備</b>                    |       |             |                                                                                              |                                                                                                   |
|      | 防災行政無線管理事業                                  | 総務部   | 危機管理<br>防災課 | 上尾市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務その他市の事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する。                                          | 防災行政無線の点検、修繕等の保守管理を実施し、防災行政無線を適正に管理・運用する。                                                         |
|      | <b>1-5 (3) 避難行動要支援者の把握・避難支援体制の整備</b>        |       |             |                                                                                              |                                                                                                   |
|      | 緊急通報システム設置事業                                | 健康福祉部 | 高齢介護課       | 安否の確認が必要な在宅の高齢者や重度障害者に対し、緊急事態に対処するため、緊急通報システムによる事業を行うことで、生活の安全を確保し、在宅の高齢者及び重度身体障害者の福祉の増進を図る。 | 安否の確認が必要な在宅の高齢者や重度障害者に対し、発作時等にボタンを押すことで緊急通報センターへ繋がり、必要に応じて救急要請をするための機器を設置する。また、月に一度の安否確認と生活相談を実施。 |
|      | 避難行動要支援者システム運営事業                            | 総務部   | 危機管理<br>防災課 | 災害対策基本に基づき作成する避難行動要支援者名簿について、業務システムを導入することにより、適切かつ円滑な名簿管理が可能となる。                             | 避難行動要支援者名簿について最新の情報に更新し、情報収集効率の向上を図るもの。また、地図情報との連携により、迅速な避難支援が可能となる資料の作成・配布が可能。                   |

| 施策体系                             | 事業名               | 所管     |       | 事業の目的                                                                                                                            | 事業の概要                                                                    |
|----------------------------------|-------------------|--------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
|                                  |                   | 部      | 課     |                                                                                                                                  |                                                                          |
| <b>2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態</b> |                   |        |       |                                                                                                                                  |                                                                          |
| <b>2-1 (1) 救急救助資器材の整備</b>        |                   |        |       |                                                                                                                                  |                                                                          |
|                                  | 消防職員服装整備事業        | 消防本部   | 消防総務課 | 消防職員服制基準の規定に基づき、服装は、常に清潔端正にし、消防職員としての品位の保持及び安全管理に努めるため、被服の充実を図る。                                                                 | 上尾市消防吏員服制規則に定める、防火衣や活動服等を整備するための事業。                                      |
|                                  | 警防・救助資器材整備事業      | 東消防署   | 管理課   | 警防・救助の充実強化のために必要な資器材の整備を目的とする。                                                                                                   | 各種災害に的確に対応できるよう、警防・救助資器材の整備及び維持管理を行うもの。                                  |
|                                  | 救急資器材整備事業         | 東消防署   | 管理課   | 消防法第2条第9項に定められている救急業務を遂行するために必要な資器材整備を目的とする。                                                                                     | 救急救命士等が使用する救急資器材を整備すると共に、新型コロナウイルス感染症に対する予防策として必要な消耗品の購入を行うもの。           |
|                                  | 大規模災害対策資機材整備事業    | 消防本部本部 | 警防課   | 大規模災害や特殊災害による被害は広範囲かつ長期に及ぶことから、大規模災害時に使用する資機材等、通常災害用とは異なる大規模災害用資機材の整備を進める。                                                       | 大規模災害や特殊災害による広範囲な被害や多数傷病者への対応として、資機材の整備充実を図るもの。                          |
| <b>2-1 (2) 救急救助体制の整備</b>         |                   |        |       |                                                                                                                                  |                                                                          |
|                                  | 常備消防運営事業          | 消防本部   | 消防総務課 | 消防組織全体の充実を図る。                                                                                                                    | 消防施設の維持管理及び運営するために必要な事業。                                                 |
|                                  | 職員訓練講習事業          | 消防本部   | 消防総務課 | 消防職員の人材育成のため、研修及び派遣を行い、市民の生命、身体、財産を災害から防除するための知識及び技術の向上を図る。                                                                      | 消防学校や救急救命士養成所などの教育訓練機関で、職員に教育を受けさせるための事業。                                |
|                                  | メディカルコントロール体制整備事業 | 消防本部   | 警防課   | 救急隊員の教育体制充実のため、上尾市消防本部が所属する埼玉県中央地域メディカルコントロール協議会を運営するとともに、救急活動に関する医師によるメディカルコントロール体制を確保し救急現場から指示・指導・助言を得られることで救急隊員の活動について適正化を図る。 | 埼玉県中央地域メディカルコントロール協議会の運営並びに救急活動におけるメディカルコントロール体制を確保するための経費である。           |
|                                  | 救急隊員教育訓練事業        | 消防本部   | 警防課   | 救急隊員の教育体制充実のため、埼玉県中央地域メディカルコントロール協議会において教育プログラムを計画・実施するとともに、協議会に所属する医療機関において病院実習を行うことで救急隊員の資質向上を図る。                              | 救急救命士の知識や技術を維持向上させるため、地域メディカルコントロールなどが主催するプログラムや病院実習等の再教育を実施して救命率の向上を図る。 |



| 施策体系                                  | 事業名           | 所管    |       | 事業の目的                                                                                                                          | 事業の概要                                                                                           |
|---------------------------------------|---------------|-------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                       |               | 部     | 課     |                                                                                                                                |                                                                                                 |
|                                       | 警防課一般事務費      | 消防本部  | 警防課   | 緊急消防援助隊合同訓練、9都県市防災訓練、救助指導会訓練等への参加や消防車両更新に伴う検査目的での出張旅費及び交通費、救急隊員研修等の運営費、感染症患者の市外への病院間搬送、消防関係図書、法規図書の購入、業者による展示会等への参加費用等に使用している。 | 強靱化に寄与する事業内容：緊急消防援助隊をはじめとする各種訓練に参加する。                                                           |
|                                       | 資格取得等講習事業     | 東消防署  | 管理課   | 災害に必要な資器材等の資格取得を目的とする。                                                                                                         | 複雑多様化する災害に対応するためには、高度な知識及び特殊技能が必要であることから、ボート免許、玉掛け技能講習及び化学物質に関する講習会等へ計画的に派遣し、人材の育成及び能力の向上を図るもの。 |
|                                       | 管理課一般事務費      | 東消防署  | 管理課   | 消防訓練に使用する備品購入及び訓練用原材料並びに消防署の一般事務に使用する。                                                                                         | 災害出動等に係る旅費、医療廃棄物処理委託料など、消防署の一般事務費である。                                                           |
| <b>2-1 (3) 通信指令システムの整備</b>            |               |       |       |                                                                                                                                |                                                                                                 |
|                                       | 指令施設管理事業      | 消防本部  | 指令課   | 安全な暮らしを守るまちづくり。                                                                                                                | 消防緊急通信指令システムは、昼夜を問わず24時間安定稼働が求められるもので、年間を通じて維持管理体制を整えるとともに計画的に更新を行う。                            |
|                                       | 指令課一般事務費      | 消防本部  | 指令課   | 安全な暮らしを守るまちづくり。                                                                                                                | 県や市関係機関との連絡調整を図るため及び各消防本部・各署所間との通信連絡を行うための費用。                                                   |
| <b>2-1 (4) 市民に対する正しい応急手当等の普及・啓発</b>   |               |       |       |                                                                                                                                |                                                                                                 |
|                                       | 応急手当普及事業      | 東消防署  | 管理課   | 市民に対し応急手当に関する正しい知識と技術の普及を目的とする。                                                                                                | 救命率の向上を目指して、国から示された「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、市民を対象に救命講習を実施しているもの。                            |
|                                       | AED普及整備事業     | 消防本部  | 警防課   | 市内で24時間営業のコンビニエンスストアと連携し、市民の誰もがAEDを使いやすい環境を作る。                                                                                 | AEDをコンビニエンスストアに設置し、24時間365日利用できる環境を整備する。                                                        |
| <b>2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態</b> |               |       |       |                                                                                                                                |                                                                                                 |
| <b>2-2 (1) 医薬品等医療救護資機材の整備</b>         |               |       |       |                                                                                                                                |                                                                                                 |
|                                       | 東保健センター管理運営事業 | 健康福祉部 | 健康増進課 | 東保健センター管理運営および、災害時医療資機材の備蓄。                                                                                                    | 市東側の地域保健の拠点であり、母子保健事業を中心に事業を実施する東保健センターを運営するとともに、災害時に備え医療救護所等に備蓄する医療資機材を計画的に購入する。               |

| 施策体系                                      | 事業名                | 所管    |           | 事業の目的                                                                                                              | 事業の概要                                                                                                  |
|-------------------------------------------|--------------------|-------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                           |                    | 部     | 課         |                                                                                                                    |                                                                                                        |
| <b>2-2 (2) 医療救護体制の整備</b>                  |                    |       |           |                                                                                                                    |                                                                                                        |
|                                           | 上尾市医師会補助事業         | 健康福祉部 | 健康増進課     | 地域医療の中心となる上尾市医師会へ、学術研究費・危機管理対策費等に対して補助金を交付し、支援することで、地域医療の充実を図る。また、医師会看護専門学校へ補助金を交付し、地域医療の人材確保・育成を行う。               | 地域医療の充実を図るため、その中心となる上尾市医師会の運営費及び地域医療研究費等に対して補助金を交付する。また、地域医療の人材確保及び育成のため、医師会看護学校の運営費に対して補助金を交付する。      |
|                                           | 救急医療体制整備事業         | 健康福祉部 | 健康増進課     | 地域の医療機関の診療時間外における急患の方への診療を行う。                                                                                      | 平日夜間及び休日急患診療所（初期救急）の運営、日・祝・年末年始の産科医療に対する在宅当番医の配備、病院群輪番制による第二次救急医療体制及び小児二次救急医療体制を整備する。                  |
| <b>2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態</b> |                    |       |           |                                                                                                                    |                                                                                                        |
| <b>2-3 (1) 防疫体制の整備</b>                    |                    |       |           |                                                                                                                    |                                                                                                        |
|                                           | 衛生害虫駆除事業           | 環境経済部 | 生活環境課     | 衛生害虫の発生予防・駆除、台風等による道路浸水後の消毒により感染症等予防する。                                                                            | そ族・衛生害虫の駆除のため、各地区の環境美化推進員を中心に地域住民の協働により、地区内の側溝や下水路等の清掃・消毒を行う。また、台風等による非常災害が発生した時に消毒等を行い、住み良い環境づくりに努める。 |
|                                           | 健康プラザわくわくランド管理運営事業 | 環境経済部 | 西貝塚環境センター | 健康プラザわくわくランドの管理運営は、市民の健康の保持及び増進を図ること等を目的（上尾市健康プラザ条例）として、平成13年11月に開業した。なお、本施設は西貝塚環境センターから供給される温水をプールやお風呂の熱源に利用している。 | 健康プラザわくわくランドの管理運営は、指定管理者に業務委託している。現指定管理者の指定期間は、平成29年4月1日から令和4年3月31日である。                                |
|                                           | 道路側溝・管渠清掃事業        | 都市整備部 | 道路課       | 側溝や管渠を清掃することによって流れが良くなり、悪臭、虫の発生を 방지衛生的で住みよい環境を保つ。                                                                  | 市が実施する道路側溝及び管渠の清掃と、地域住民が定期的に行う清掃の汚泥などの回収及び処理の業務委託。                                                     |
| <b>2-3 (2) 仮設トイレの整備</b>                   |                    |       |           |                                                                                                                    |                                                                                                        |
|                                           | 災害用マンホールトイレ整備      | 上下水道部 | 下水道施設課    | 災害時における公共下水道区域内のトイレ環境を確保する。                                                                                        | 地域防災計画等に基づき計画的に災害用マンホールトイレの設置を行う。                                                                      |
| <b>2-3 (3) し尿処理体制の整備</b>                  |                    |       |           |                                                                                                                    |                                                                                                        |
|                                           | し尿処理体制整備事業         | 環境経済部 | 生活環境課     | 生活環境の保全上支障が生じないようにし尿の収集、運搬を行う。                                                                                     | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市の一般廃棄物処理計画により、一般家庭及び事業所等から生じるし尿を収集、運搬する。収集、運搬業務は、許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者へ委託を行う。        |

| 施策体系                                 | 事業名               | 所管    |       | 事業の目的                                                                                                        | 事業の概要                                                                                              |
|--------------------------------------|-------------------|-------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                      |                   | 部     | 課     |                                                                                                              |                                                                                                    |
|                                      | 上尾、桶川、伊奈衛生組合運営事業  | 環境経済部 | 生活環境課 | 上尾市、桶川市、伊奈町より収集運搬されたし尿及び浄化槽汚泥の処理及びこれに附随する事務（事業）の運営負担。                                                        | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき策定した一般廃棄物処理計画を基に、し尿及び浄化槽汚泥を処理するため、上尾、桶川、伊奈衛生組合に拠出する負担金。                  |
| <b>2-4 疫病・感染症等が大規模発生する事態</b>         |                   |       |       |                                                                                                              |                                                                                                    |
| <b>2-4 (1) 予防接種等の感染予防対策</b>          |                   |       |       |                                                                                                              |                                                                                                    |
|                                      | 予防接種事業            | 健康福祉部 | 健康増進課 | 伝染の恐れがある疾病の発生・まん延を防止し、また個人の発病・重症化を防止することにより公衆衛生の向上及び増進を図る。                                                   | 予防接種法で定められているA類疾病及びB類疾病の予防接種を実施し、発症を予防する。                                                          |
|                                      | 新型コロナウイルス対策事業     | 健康福祉部 | 健康増進課 | PCR検査センターの運営を支援し、また検査を受けた際の費用を助成することでPCR検査を受けやすい環境を整備し、感染拡大防止を図る。                                            | 新型コロナウイルス感染症対策として、PCR検査センターの運営などを行っている一般社団法人上尾市医師会を支援するとともに、PCR検査等（行政検査）の際に発生する保険診療の自己負担相当額の助成を行う。 |
|                                      | 新型コロナウイルスワクチン接種事業 | 健康福祉部 | 健康増進課 | 市民が新型コロナウイルスワクチン接種を受けるための体制を整備するとともに、接種の推進を図る。                                                               | 新型コロナウイルスワクチン接種体制を整備するため、接種券の送付やコールセンターの開設等を行うとともに、協力医療機関に個別接種業務を委託する。また、市の集団接種会場を開設し、運営する。        |
| <b>2-4 (3) 被災動物の救護体制の整備</b>          |                   |       |       |                                                                                                              |                                                                                                    |
|                                      | 狂犬病予防対策事業         | 環境経済部 | 生活環境課 | 畜犬登録、狂犬病予防注射接種の実施徹底による狂犬病発生の予防。また、飼い主の飼養マナーの向上を図る。                                                           | 犬の飼養は、狂犬病予防法により登録・予防注射が義務付けられており、市で事務処理を行う。また、糞の放置防止等飼い主に対するマナー向上など、犬の適性飼養のための施策を狂犬病予防協会と連携して行う。   |
| <b>3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態</b> |                   |       |       |                                                                                                              |                                                                                                    |
| <b>3-1 (1) 道路ネットワークの拡充</b>           |                   |       |       |                                                                                                              |                                                                                                    |
|                                      | 上尾道路建設促進事業        | 都市整備部 | 道路課   | 各市の期待感を事業主体である国に伝え、財源の確保をするためにも要望活動を実施するものである。また、上尾市上尾道路対策協議会は、建設に伴う諸問題を調整し、地域社会の発展と調和のとれた上尾道路の建設促進を図るものである。 | 上尾道路の建設推進を図るために組織されている上尾道路建設促進期成同盟会、及び建設に伴う沿線地域の諸問題を解消するために組織されている上尾道路対策協議会に対する事務費用である。            |

| 施策体系                   | 事業名          | 所管    |            | 事業の目的                                                                                                                        | 事業の概要                                                                                                      |
|------------------------|--------------|-------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                        |              | 部     | 課          |                                                                                                                              |                                                                                                            |
|                        | 第二産業道路建設促進事業 | 都市整備部 | 道路課        | 事業主体である県に対して要望活動を行い、財源の確保・事業の促進を図る。また、原市地区対策協議会では整備に伴う諸問題について調整をし、早期整備に向けた運営を支援する。上平地区対策協議会では、第二産業道路の事業北進に伴い、関係部署と協議・調整していく。 | 第二産業道路の建設推進を図るために組織されている第二産業道路建設促進期成同盟会及び建設に伴う沿線地域の諸問題を解消するために組織されている原市地区対策協議会及び上平対策協議会を運営する事業である。         |
|                        | 道路台帳整備事業     | 都市整備部 | 道路課        | 変化する道路状況を正確に把握し、市民へ情報提供を行う。                                                                                                  | 市道認定、区域変更を行った道路を実測し道路台帳を整備する。この事業は地方道路譲与税等に反映される。占用台帳のデータ更新により道路現況を把握し、市民サービス向上に寄与する。                      |
|                        | 西宮下中妻線整備事業   | 都市整備部 | 道路課        | JR高崎線西側の市街地を南北に縦断するネットワーク幹線道路であり、上尾駅西口周辺の渋滞緩和、自転車・歩行者通行空間の安全確保や緊急輸送道路としての防災面の強化を図るため、都市計画道路の整備を行う。                           | 未整備区間670m（1工区：385m、2工区：285m）の早期完成を目指す。<br>【1工区】平成28年度～令和7年度、総事業費1,696百万円<br>【2工区】令和4年度～令和11年度、総事業費1,357百万円 |
|                        | 第二産業道路周辺整備事業 | 都市整備部 | 道路課        | 本事業は都市計画道路原市上平線をさいたま菖蒲線のバイパスとして整備を行い、第二産業道路の延伸を図るとともに、現道部の交通渋滞解消を図る。                                                         | 第二産業道路の整備に伴い既存の市道が分断されるため、周辺地域の生活環境の機能の維持や改善を図るため、市道の整備及び安全対策を実施する。                                        |
|                        | 自転車レーン整備事業   | 都市整備部 | 道路課        | 自転車走行空間を確保し、歩行者や自動車等と自転車とが安全に安心して通行できる道路環境の整備を行う。                                                                            | 主要な幹線道路で囲まれた区域内を「自転車レーン整備優先エリア」として指定し、自転車レーンを整備するとともに国・県と連携を図り、自転車ネットワークを構築する。                             |
|                        | 戸崎公園周辺道路整備事業 | 都市整備部 | 道路課        | 戸崎公園までのアクセス道路が制限されているため、渋滞の緩和、周辺住民の利便性の向上を行う。                                                                                | 平成31年度に整備された戸崎公園の開設に伴い、公園までのアクセスの充実を図るため、周辺道路の整備を行う。                                                       |
|                        | 上尾伊奈線整備事業    | 都市整備部 | 道路河川課(道路課) | 上尾市と伊奈町の都市間を連絡する広域ネットワークを形成する道路であり、沿道には上尾伊奈ごみ広域処理施設の整備予定地が接している。ネットワークの形成により、周辺道路の渋滞緩和、道路交通網の改善を図る。                          | 県道さいたま菖蒲線から伊奈町との市町境までの未整備区間約200mの早期完成を目指す。                                                                 |
| <b>3-1 (2) 道路の維持管理</b> |              |       |            |                                                                                                                              |                                                                                                            |
|                        | 1・2級道路修繕事業   | 都市整備部 | 道路課        | 良好な道路環境を維持し、道路における事故を未然に防止する。                                                                                                | 1・2級市道路線を計画的に整備（修繕）し、交通の安全性と道路環境の向上を図る。                                                                    |

| 施策体系                    | 事業名                  | 所管    |     | 事業の目的                                                                               | 事業の概要                                                                                            |
|-------------------------|----------------------|-------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                         |                      | 部     | 課   |                                                                                     |                                                                                                  |
|                         | 生活道路修繕事業             | 都市整備部 | 道路課 | 良好な道路環境を維持し、道路における事故を未然に防止する。                                                       | 亀裂等により劣化した舗装の打ち替え工事を行う。また、歩道においては、透水性舗装によって地下水の保水性を高めるよう配慮する。                                    |
|                         | 道路緊急安全対策事業           | 都市整備部 | 道路課 | 市民に最も身近な市道の欠陥等による事故を未然に防止する。                                                        | 道路の安全性を確保するため、道路の陥没等の危険箇所を緊急かつ重点的に改修する。                                                          |
|                         | 上尾駅駅前広場管理事業          | 都市整備部 | 道路課 | 上尾駅駅前広場の維持管理を行う。                                                                    | 上尾駅駅前広場が道路認定されたことから、道路管理者が管理するもの。                                                                |
|                         | 橋りょう管理事業             | 都市整備部 | 道路課 | 橋りょう長寿命化修繕計画に基づいた修繕により、ライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を行う。                                     | 橋りょう長寿命化計画に基づく橋りょうの修繕や、台風による増水時における流失防止のため、高欄の一時撤去・再設置を行う。                                       |
|                         | 上尾駅ペDESTリアンデッキ等管理事業  | 都市整備部 | 道路課 | 市が管理する歩道橋の計画的な修繕・更新等を実施し、5年に1回の定期点検とそれらの結果に基づき、継続的にPDCAサイクルを回しながら、適切な管理を行うことを目的とする。 | 上尾市都市基盤施設管理基本計画に基づき、道路附属物である上尾駅東口・西口ペDESTリアンデッキ及び歩道橋の長寿命化修繕計画を策定し、計画的な維持修繕を実施する。                 |
| <b>3-1 (3) 狭あい道路の拡幅</b> |                      |       |     |                                                                                     |                                                                                                  |
|                         | 道路後退用地公有化促進事業        | 都市整備部 | 道路課 | 狭隘道路を解消し、生活環境の向上を図る。                                                                | 狭隘道路を解消し、生活環境の向上を図るため、建築基準法第42条第2項道路の道路後退用地提供者に分筆報償金を支給し、整備を行う。また、道路後退用地が正規に確保されているか否かを測量する。     |
|                         | <狭あい道路整備等促進事業>道路改良事業 | 都市整備部 | 道路課 | 災害に強いまちづくりを進め、狭隘な既設道路を拡幅改良し、安全で快適な道路整備を推進することにより、道路環境の改善を図る。                        | 道路拡幅のための用地を寄附または買収により取得し、道路整備を行う。また、変則交差点の改良並びに危険箇所におけるガードレール等の設置により安全確保に努める。                    |
| <b>3-1 (4) 沿道環境の整備</b>  |                      |       |     |                                                                                     |                                                                                                  |
|                         | 違反屋外広告物撤去事業          | 都市整備部 | 道路課 | 道路沿いに出されているポスターや立て看板、広告塔や広告板のうち無秩序に出されている広告を排除し街の景観を守る。                             | 屋外広告並びに埼玉県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物について許可、指導し、かつ道路上の捨て看板等を撤去、処分する事業である。なお、捨て看板等の撤去・処分作業は、平成10年度より委託している。 |

| 施策体系                                   | 事業名                                 | 所管    |         | 事業の目的                                                                                           | 事業の概要                                                                                                                      |
|----------------------------------------|-------------------------------------|-------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                        |                                     | 部     | 課       |                                                                                                 |                                                                                                                            |
|                                        | 街路管理事業                              | 都市整備部 | 道路課     | 都市計画道路等の緑化機能を適切に管理し、通行者の安全や快適な道路空間を確保する。                                                        | 都市計画事業で取得した用地の草刈りや街路樹の剪定等の維持管理業務を実施する。また、都市計画道路等の安全で快適な歩行空間の確保、防災機能の強化、良好な景観の創出を図るため、上尾市無電柱化推進計画に基づく電線類地中化工事の他、必要な整備を実施する。 |
|                                        | <地域防災拠点建築物整備緊急促進事業><br>既存建築物耐震化促進事業 | 都市整備部 | 建築安全課   | 災害に強いまちづくりを進め、地震時の建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐため、沿道建築物の耐震化を促進する。                                            | 上尾市建築物耐震改修促進計画に基づき、旧耐震基準(昭和56年5月以前)の沿道建築物の耐震診断に補助金を交付する。                                                                   |
| <b>3-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態</b> |                                     |       |         |                                                                                                 |                                                                                                                            |
| <b>3-2 (3) 交通安全施設の整備</b>               |                                     |       |         |                                                                                                 |                                                                                                                            |
|                                        | 交通安全施設整備・管理事業                       | 市民生活部 | 交通防犯課   | 道路の交通安全施設の整備を推進する。                                                                              | 区画線標示、道路反射鏡、道路照明灯などを整備し、事故の防止、通行の安全を図る。                                                                                    |
| <b>3-3 旅客の輸送が長期間停止する事態</b>             |                                     |       |         |                                                                                                 |                                                                                                                            |
| <b>3-3 (1) 人員輸送手段の確保</b>               |                                     |       |         |                                                                                                 |                                                                                                                            |
|                                        | バス輸送充実事業                            | 市民生活部 | 交通防犯課   | 市民等に対し、市内移動の利便性向上を図る。                                                                           | 市内循環バスの充実と利便性の向上を図り、市内循環バスの一層の充実を図ることを目的とする。                                                                               |
| <b>3-5 情報通信の輻輳・途絶や、誤った情報が拡散する事態</b>    |                                     |       |         |                                                                                                 |                                                                                                                            |
| <b>3-5 (2) 情報伝達体制の整備</b>               |                                     |       |         |                                                                                                 |                                                                                                                            |
|                                        | 国民保護計画推進事業                          | 総務部   | 危機管理防災課 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき上尾市国民保護計画の作成・改定を行うとともに全国瞬時情報システム(J-ALERT)の維持管理を行い、有事への対応に備えている。 | 「上尾市国民保護計画」をより実効性のあるものとするための上尾市国民保護協議会の開催や、全国瞬時情報システム(J-ALERT)の維持管理を行う。                                                    |
|                                        | シティセールス推進事業                         | 市長政策室 | 広報広聴課   | 市ホームページを用いて、市民の生命、身体及び財産を守るための情報を速やかに周知するため。                                                    | 各課が行うシティセールスへの支援や全庁的に行うシティセールスの取り組みを企画する事業であり、職員に対する研修やホームページの運用に加え、アップグッズの製作等を行う。<br>強靱化に寄与する事業内容：ホームページ作成支援システムの維持管理。    |

| 施策体系                                | 事業名          | 所管     |             | 事業の目的                                                                                                                 | 事業の概要                                                                                                                                       |
|-------------------------------------|--------------|--------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                     |              | 部      | 課           |                                                                                                                       |                                                                                                                                             |
|                                     | 防災情報等配信事業    | 総務部    | 危機管理<br>防災課 | 1地域への情報伝達手段の強化（テレビデータ放送）、2あげお防災ホットライン（自主防災会向け：電話による一斉通報システム）3安否確認・一斉通報システム（職員向け）の運用。                                  | 防災情報の提供について、従来の防災行政無線や市ホームページ・メール配信に加え、テレビ埼玉のデータ放送を活用する。また、一斉情報伝達・収集システムを導入し、水害時等における迅速かつ確実な情報伝達を図る。                                        |
|                                     | 学校家庭連携推進事業   | 学校教育部  | 指導課         | 災害時の緊急連絡や安否確認、不審者情報等の児童生徒の安全に関する情報、児童生徒の活動の様子、学校行事に関する連絡等を、迅速かつ正確に、各学校から保護者へ一斉配信する学校メール配信システムを導入し、学校と家庭の緊急時等の連携を推進する。 | 災害時の緊急連絡や安否確認、不審者情報等の児童生徒の安全に関する情報、児童生徒の活動の様子、学校行事に関する連絡等を、各学校から児童生徒の保護者の携帯電話やパソコンのメールアドレスに一斉配信するための双方向型の連絡体制システム（クラウドサービス型）の導入。            |
| <b>4-1 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態</b> |              |        |             |                                                                                                                       |                                                                                                                                             |
| <b>4-1 (1) 防犯対策の推進</b>              |              |        |             |                                                                                                                       |                                                                                                                                             |
|                                     | 防犯活動推進事業     | 市民生活部  | 交通防犯課       | 安心・安全なまちづくりのため、地域における防犯意識の高揚を図る。                                                                                      | 自主防犯ボランティア団体に対する資機材の配布を行い、市民の防犯意識高揚及び自主防犯ボランティアの育成を図る。                                                                                      |
|                                     | 少年愛護センター運営事業 | 子ども未来部 | 青少年課        | 青少年の健全な育成や非行防止を図る。                                                                                                    | 少年の健全な育成や非行の防止及び少年対策の総合的な推進を図るために設置された上尾市少年愛護センターの運営を行う事業。                                                                                  |
|                                     | 空家等対策事業      | 市民生活部  | 交通防犯課       | 市内の空き家の実態把握に努め、所有者による適正管理を促進し、生活環境等の保全を図る。                                                                            | 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を運営し、円滑な空家等対策の推進を図る。また、国庫補助を活用し、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を図る（国事業名：空き家再生等推進事業）。 |
| <b>4-1 (2) 消費者相談体制の充実</b>           |              |        |             |                                                                                                                       |                                                                                                                                             |
|                                     | 消費者相談事業      | 市民生活部  | 消費生活センター    | 消費者と事業者との取引や契約にかかる知識の不均衡を是正し、公平な取引に寄与し賢い消費者を育てる。                                                                      | 消費者被害の早期解決や未然防止ができるよう、有資格の消費生活相談員を確保し、市民からの相談に対し、助言・斡旋等を行う。                                                                                 |
|                                     | 消費者団体育成事業    | 市民生活部  | 消費生活センター    | 消費生活の改善推進・向上を図るための事業を行う。                                                                                              | 市内の消費生活の各分野で活動している6団体で構成される「上尾市消費者団体連絡会」を育成する。また、県養成の消費者被害防止サポーターにより構成される「上尾市消費者被害防止サポーターの会」を育成する。                                          |

| 施策体系                                       | 事業名                   | 所管    |          | 事業の目的                                                                     | 事業の概要                                                                                         |
|--------------------------------------------|-----------------------|-------|----------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                            |                       | 部     | 課        |                                                                           |                                                                                               |
|                                            | 消費者意識啓発事業             | 市民生活部 | 消費生活センター | 消費者被害の未然防止・拡大防止のため、消費者教育を推進し、及び広報活動その他の活動を行う。                             | 消費者被害の未然防止・拡大防止のため、市民が自ら消費者として意識の向上を図り、消費者の権利を確立し、生活の質を高めることができるよう、消費者教育を推進し、及び広報活動その他の活動を行う。 |
| <b>4-2 市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態</b> |                       |       |          |                                                                           |                                                                                               |
| <b>4-2 (1) 市役所等の防災拠点の整備</b>                |                       |       |          |                                                                           |                                                                                               |
|                                            | 本庁舎・第三別館管理事業          | 総務部   | 総務課      | 当市の中核である本庁舎の維持及び管理。                                                       | 市民及び職員の快適な環境の確保のため、本庁舎及び第三別館の設備管理業務（設備運転管理・設備維持管理）、清掃業務、総合受付業務、電話交換業務、警備業務、来庁者駐車場管理業務を行う。     |
| <b>4-2 (2) 行政における情報通信体制の整備</b>             |                       |       |          |                                                                           |                                                                                               |
|                                            | 情報系ネットワーク設備運用管理事業     | 総務部   | IT推進課    | 職員等がインターネット及びイントラネット上のサービスを利用することを目的とする。                                  | 庁内でのICT資産を運用するためのネットワーク設備及びネットワークサービスに係る運用管理。                                                 |
|                                            | 電話機管理事業               | 総務部   | 総務課      | 公務を遂行する上で必要となる関係各者への連絡通信手段を確保し、維持管理する事を目的とする。                             | 市役所本庁舎、第三別館における電話設備等保守管理。                                                                     |
|                                            | 災害時緊急通信事業             | 総務部   | 危機管理防災課  | 災害時に電話等が輻輳している状況でも使用できる媒体を確保する。<br>基本的には災害対策本部と避難所やその他の防災拠点との連絡手段として使用する。 | 災害時に、災害対策本部との通信手段を確保するため、地区本部となる支所に衛星電話を、各避難所にIP無線機を設置する。また、現在保有するmCA無線機の維持管理を行う。             |
| <b>4-2 (3) 災害時における業務体制の整備</b>              |                       |       |          |                                                                           |                                                                                               |
|                                            | 車両管理運行事業              | 総務部   | 総務課      | 移動を伴う公務を遂行するもののうち、円滑に目的地に達するために必要となる用具を確保し、常に良好な状態で利用できる様整備を行う。           | 公用車の適正な運行管理。                                                                                  |
|                                            | 地域防災計画・国土強靱化地域計画等策定事業 | 総務部   | 危機管理防災課  | 防災に係る各種計画の策定・改定を実施し、防災体制の強化を行う。                                           | 埼玉県地域防災計画改正や上尾市災害対策本部の見直しを行うため、本市地域防災計画の改定を行う。また、国土強靱化地域計画の策定、BCPの改定や受援計画の策定のための準備作業も合わせて行う。  |
|                                            | 総合防災訓練実施事業            | 総務部   | 危機管理防災課  | 実践的かつ効果的な防災訓練の実施により、市及び職員の防災力向上を図る。                                       | 災害発生時に、市民や関係機関と行政が連携して効果的な防災活動を実施するため、災害対策基本法及び上尾市地域防災計画に基づく総合防災訓練を実施する。                      |



| 施策体系                               | 事業名               | 所管        |             | 事業の目的                                                                                     | 事業の概要                                                                                     |
|------------------------------------|-------------------|-----------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                    |                   | 部         | 課           |                                                                                           |                                                                                           |
|                                    | 危機管理防災課<br>一般事務費  | 総務部       | 危機管理<br>防災課 | 1被災者支援台帳を整備するための被災者支援システムの維持管理、2指定避難所等への看板の設置、3気象情報収集に関する委託料（ウェザーニューズ）、4啓発資料（チラシ等）の作成・購入。 | 「被災者支援システム」をはじめとした防災関係設備の維持管理経費や、防災啓発等を図るための危機管理防災課の事務費用。                                 |
|                                    | 基幹系システム<br>運用管理事業 | 総務部       | IT<br>推進課   | 行政事務（住民記録、税等）の処理効率の向上を目的とする。                                                              | 庁内の大多数の所属で利用している総合行政システム（基幹系システムや財務システム）の運用及び保守。                                          |
|                                    | 小型無人航空機<br>導入事業   | 総務部       | 危機管理<br>防災課 | 災害時における被害状況調査や平時での観光資料作成のため、小型無人航空機（ドローン）の導入と維持管理を行う。                                     | ドローンを活用して、災害時の状況把握等を行うため、機体の保守委託料や保険料を計上する。                                               |
| <b>4-2 (4) 応援・受援体制の整備</b>          |                   |           |             |                                                                                           |                                                                                           |
|                                    | 広域行政推進事業          | 行政<br>経営部 | 行政<br>経営課   | 上尾市及び伊奈町に係る広域行政を推進し、もって両地域の発展及び住民の福祉の増進に寄与するため。                                           | 上尾市と伊奈町の広域行政を推進するため、上尾・伊奈広域行政協議会を設置し、負担金を支出する。                                            |
| <b>5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態</b> |                   |           |             |                                                                                           |                                                                                           |
| <b>5-1 (1) 備蓄物資の確保</b>             |                   |           |             |                                                                                           |                                                                                           |
|                                    | 防災備蓄事業            | 総務部       | 危機管理<br>防災課 | 災害時において、被災者・避難者に対し、迅速に食料や生活必需品を提供するため、市において備蓄を行う。                                         | 上尾市地域防災計画に基づき、災害時に避難者及び職員に必要な食料、生活必需品、防災装備、資機材などを備える。                                     |
| <b>5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態</b>   |                   |           |             |                                                                                           |                                                                                           |
| <b>5-2 (1) 自立分散型エネルギー社会の構築</b>     |                   |           |             |                                                                                           |                                                                                           |
|                                    | 地球温暖化対策<br>推進事業   | 環境<br>経済部 | 環境<br>政策課   | ゼロカーボンシティの実現に向けて地球温暖化対策を推進する。                                                             | 『上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』及び『上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）』に基づき、市民、事業者、行政における温室効果ガス排出量削減に向けた取組を推進する。 |
| <b>5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態</b>   |                   |           |             |                                                                                           |                                                                                           |
| <b>5-3 (1) 上水道施設・管路の整備</b>         |                   |           |             |                                                                                           |                                                                                           |
|                                    | 老朽管更新事業           | 上下<br>水道部 | 水道<br>施設課   | 老朽铸铁管等から耐震継手管への更新を行う。                                                                     | 管路耐震化実施計画を包括した、上下水道耐震化計画に基づき、老朽化が進行している水道管を耐震継手管へ更新する。                                    |
|                                    | 新設配水管整備<br>事業     | 上下<br>水道部 | 水道<br>施設課   | 新設道路及び未配管道路への配水管新設工事等を行う。                                                                 | 管網評価を基に、新設道路や未配管道路への配管、老朽管の代替ルート等の検討を行い、水需要に対応した管網を構築する。                                  |
|                                    | 給水整備事業            | 上下<br>水道部 | 水道<br>施設課   | 老朽管更新事業に伴い、老朽化している給水装置を更新する。                                                              | 配水管と同時進行で老朽化した給水装置（各家庭への引き込み管）を、耐衝撃性に優れたHIVP管へ更新する。                                       |

| 施策体系 | 事業名        | 所管    |       | 事業の目的                                                                       | 事業の概要                                            |
|------|------------|-------|-------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
|      |            | 部     | 課     |                                                                             |                                                  |
|      | 水道施設運営管理事業 | 上下水道部 | 水道施設課 | 水道施設の運転監視及び保守点検業務等について、委託業者と連携し、適切な運営管理を行う。                                 | 浄水場の運転監視、保守点検業務、県水購入、次亜塩素酸ナトリウムの購入、浄水施設の運営管理を行う。 |
|      | 浄水場更新事業    | 上下水道部 | 水道施設課 | 地震や災害などに強い水道施設に更新する。                                                        | 上尾市水道事業ビジョンに基づき、施設更新の優先度を定め工事を計画的に行う。            |
|      | 水質管理事業     | 上下水道部 | 水道施設課 | 安心・安全な水を供給するために水質管理の徹底を図る。                                                  | 計画的に水質検査を実施し、水質モニタによって24時間監視を行う。また、管洗浄を定期的実施する。  |
|      | 漏水防止対策事業   | 上下水道部 | 水道施設課 | 無効水量（漏水等）の低減による貴重な水資源の有効活用、漏水や破損が原因となる道路陥没事故等二次被害の予防保全等、適切に維持管理を行うことを目的とする。 | 市内給水区域における漏水調査及び修繕等を行う。                          |

**5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態**

**5-4 (1) 公共下水道施設・管路の整備及び耐震・耐水化対策**

|                 |       |        |                                                           |                                                                                                                  |
|-----------------|-------|--------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小型合併処理浄化槽転換支援事業 | 環境経済部 | 生活環境課  | 生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽等から、生活排水をすべて処理でき、災害に強い合併処理浄化槽への転換を進める。 | 生活雑排水の河川流入による公共用水域の水質汚濁防止を図るため、浄化槽処理促進区域を対象に単独処理浄化槽から小型合併処理浄化槽への転換者に対し設置工事費の一部を補助する。                             |
| 公共下水道事業会計繰出金    | 上下水道部 | 経営総務課  | 公衆衛生の向上や河川、湖沼等の公共用水域の水質、市街地の浸水防除などを図り、清潔安全で快適な生活環境を確保する。  | 昭和50年11月に、流域下水道幹線の完成に合わせ、処理区域の改良事業の施工及び下水道施設の維持管理を行っているが、下水道使用料・基準内繰入金・企業債・国支出金等では一部不足する財源について、一般会計からの繰出金を必要とする。 |
| 荒川左岸南部流域下水道整備事業 | 上下水道部 | 下水道施設課 | 荒川左岸南部流域下水道に係る建設費用を関連5市（さいたま市・川口市・上尾市・蕨市・戸田市）で負担する。       | 流域関連公共下水道として、埼玉県が運営管理している荒川左岸南部流域下水道で汚水処理しており、この施設の建設負担額を支出する。                                                   |
| ポンプ場管理運営事業      | 上下水道部 | 下水道施設課 | 汚水中継ポンプ場（6施設）及びマンホールポンプ（8施設）の適正な運転管理及び保守点検を実施する。          | 汚水中継ポンプ場（6施設）及びマンホールポンプ（8施設）の24時間運転管理業務、並びに各設備の定期的な保守点検業務を行い、流域下水道幹線への安定した汚水送水に努める。                              |
| 公共下水道管渠管理事業     | 上下水道部 | 下水道施設課 | 下水道管渠の機能維持。                                               | 下水道管渠の維持管理に伴う修繕及び清掃を行うものである。                                                                                     |

| 施策体系 | 事業名                   | 所管    |        | 事業の目的                                                  | 事業の概要                                                                                                    |
|------|-----------------------|-------|--------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                       | 部     | 課      |                                                        |                                                                                                          |
|      | 下水道台帳整備事業             | 上下水道部 | 下水道施設課 | 下水道施設の埋設状況を把握する。                                       | 下水道台帳は、下水道法第23条により公共下水道管理者が台帳を調製し保管するもので、下水道の管理の適正化と下水道施設の適正把握の基本となるものである。なお、下水道台帳の数値は、地方交付税の算定に用いられている。 |
|      | 荒川左岸南部流域下水道管理事業       | 上下水道部 | 経営総務課  | 荒川左岸南部流域下水道にかかる維持管理費用を関連5市（さいたま市・川口市・上尾市・蕨市・戸田市）で負担する。 | 流域関連公共下水道として、荒川左岸南部流域下水道へ流入し、荒川水循環センターにおいて汚水を浄化しているが、この維持管理費用として支出する。                                    |
|      | 下水道施設ストックマネジメント計画推進事業 | 上下水道部 | 下水道施設課 | 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止する。                  | 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するためストックマネジメント計画（維持管理・改築更新計画）を策定し、ライフサイクルコストの最小化及び予算の最適化を図る。           |
|      | 公共下水道管渠整備事業（汚水）       | 上下水道部 | 下水道施設課 | 公衆衛生の向上や河川、湖沼等の公共用水域の水質保全を図り、清潔で快適な生活環境を確保する。          | 上尾市公共下水道計画区域内の未普及地区への汚水管整備を行う。                                                                           |
|      | 上尾市下水道総合地震対策推進事業      | 上下水道部 | 下水道施設課 | 下水道総合地震対策計画を策定し、施設の耐震化を図る。                             | 下水道管渠、ポンプ場などの下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進する。                                  |
|      | 上尾市下水道施設耐水化推進事業       | 上下水道部 | 下水道施設課 | 河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設の被害による社会的影響を最小限にする。    | 施設浸水対策を含むBCPの見直しを行うとともに、被災時のリスクの高い下水道施設については、対策浸水深や対策箇所の優先順位等を明らかにした耐水化計画を策定し、その内容に沿って順次耐水化を実施する。        |

**6-1 サプライチェーンの寸断等による産業・農業の生産力が低下する事態**

**6-1 (1) 農業基盤体制の整備**

|             |       |     |                              |                                                         |
|-------------|-------|-----|------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 畜産団体等育成事業   | 環境経済部 | 農政課 | 畜産の規模拡大や畜産農家の経営の安定化を目的としている。 | 施設改修や乳牛・肉用牛の品質向上に係る経費、家畜等の導入に係る経費、酪農ヘルパーや牛法定検査費用等を補助する。 |
| 「あげお朝市」支援事業 | 環境経済部 | 農政課 | 地産地消の推進。                     | 上尾駅自由通路において地元産農産物を販売する。新鮮・安全・安心な上尾産農産物をPRする。            |

| 施策体系                        | 事業名                | 所管    |     | 事業の目的                                                                                | 事業の概要                                                                                          |
|-----------------------------|--------------------|-------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                             |                    | 部     | 課   |                                                                                      |                                                                                                |
|                             | 農業女性連絡協議会運営事業費補助事業 | 環境経済部 | 農政課 | 農業部門における男女共同参画社会の形成を図る。                                                              | 農業研修会・味噌づくり・小麦まんじゅうなど農家の伝統的な食品の加工実習を通じ、食文化の後世への継承づくりを進めている、農業女性連絡協議会に対する補助を行う。                 |
|                             | 園芸振興協議会運営事業        | 環境経済部 | 農政課 | 園芸作物農家の技術向上と農業経営の安定と発展を目指すことを目的とする。                                                  | 市内の園芸作物生産団体やJAさいたまとの連絡協調により、先進地視察、「園芸作上尾一」の圃場審査、各種生産団体補助、各種研修会等を実施。                            |
|                             | 市民農園管理運営事業         | 環境経済部 | 農政課 | 都市住民の農業に対する理解を深めること。                                                                 | 市民農園整備促進法により整備した市民農園「アグリプラザ平塚」の管理及び運営を行う。                                                      |
|                             | 農業振興費補助事業          | 環境経済部 | 農政課 | 中核農家及び自立経営農家の育成を図るとともに、近代化農業の振興を推進すること。                                              | 農業振興を目的として活動する団体の運営費に対する補助や、経営規模の拡大や経営の効率化を図ろうとする担い手の負担軽減を行う。                                  |
|                             | 園芸振興費補助事業          | 環境経済部 | 農政課 | 農業者の経営の安定化や生産性の向上を図ることを目的とする。                                                        | 施設園芸や果樹農家等に対し、機械や総合防除網等の導入に要する経費の一部を補助する。                                                      |
| <b>6-1 (2) 産業基盤体制の整備</b>    |                    |       |     |                                                                                      |                                                                                                |
|                             | 中小企業融資あっせん事業       | 環境経済部 | 商工課 | 市内において事業を営む中小企業者がその経営の安定に必要なとする資金について、その融資を市長の指定する金融機関に依頼することにより、中小企業の振興を図ることを目的とする。 | 市内で事業を営む中小企業者に対し経営の安定と振興を図ることを目的に融資のあっせんを行うもの。                                                 |
|                             | 産業振興推進事業           | 環境経済部 | 商工課 | 市内産業の発展が、地域経済の活性化及び産業競争力の強化並びに新たなまちの魅力の創出に寄与することに鑑み、上尾市産業振興会議等と連携し、産業振興のための施策を推進する。  | 各種産業振興施策を総合的に推進するため、関係機関等と連携して、効果的な施策提供をはじめ、事業者に対する多様な支援を行う。                                   |
| <b>6-1 (3) 企業の事業継続体制の整備</b> |                    |       |     |                                                                                      |                                                                                                |
|                             | 商工会議所等補助事業         | 環境経済部 | 商工課 | 中小企業者の振興と安定を図るために、中小企業者の経営または技術の改善発達のための事業を行う商工団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。             | 地域総合経済団体として、調査研究、各種相談、経営指導や支援など、業界全体の基盤強化や地域振興に寄与する団体に対し、支援を行う。                                |
|                             | 中小企業サポート事業         | 環境経済部 | 商工課 | 専門家との相談や補助金の交付により、事業の継続や成長・発展を推進し、市内産業の活性化を図る。                                       | 事業者が抱える経営課題や地域課題の解決に向けて、関係機関と連携し、専門家による「知恵の支援」と補助金による「資金の支援」の両輪でサポートすることで、中小企業の事業継続と成長発展を支援する。 |

| 施策体系                              | 事業名                   | 所管    |        | 事業の目的                                   | 事業の概要                                                                                             |
|-----------------------------------|-----------------------|-------|--------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                   |                       | 部     | 課      |                                         |                                                                                                   |
| <b>7-1 大規模延焼火災が発生する事態</b>         |                       |       |        |                                         |                                                                                                   |
| <b>7-1 (1) 市街地整備等による大規模延焼火災対策</b> |                       |       |        |                                         |                                                                                                   |
|                                   | 都市計画審議会運営事業           | 都市整備部 | 都市計画課  | 都市計画法に基づく都市計画審議会の運営。                    | 都市計画法第77条の2の規定に基づき都市計画審議会を設置。                                                                     |
|                                   | 都市計画基礎調査事業            | 都市整備部 | 都市計画課  | 都市の現況及び将来の見通しを定期的に把握する。                 | 都市計画法第6条に基づき、都市計画区域について、おおむね5年ごとに都市計画に関する基礎調査として、都市の詳細な現状及び将来の動向を見据え、より適切な都市計画を策定するための調査を行うもの。    |
|                                   | 市街地整備課一般事務費【市街地整備推進費】 | 都市整備部 | 市街地整備課 | 市街地整備の促進。                               | 市街地整備の円滑な促進を図ることを目的とした市街地整備課の事務費を計上する。                                                            |
|                                   | 大谷北部第二土地区画整理事業        | 都市整備部 | 市街地整備課 | 大谷北部第二地区の良好な住環境の確保及び、都市機能の確保。           | 本地区は、面積71.3ha、上尾駅から西へ1～3km以内に位置し、駅に延びる幹線道路に接しているため宅地化が著しく盛んである。そこで、区画整理事業により良好な住環境を確保し都市機能の充実を図る。 |
|                                   | 市街地整備課一般事務費【土地区画整理費】  | 都市整備部 | 市街地整備課 | 市街地整備事業の推進。                             | 総合計画の市街地整備事業の推進を図るための市街地整備課の事務費用。                                                                 |
|                                   | 市街地整備支援事業             | 都市整備部 | 市街地整備課 | 市街地整備に対する必要とする地区への支援。                   | 従来の「土地区画整理事業推進予定地区」「密集住宅市街地を有する地区」等で、街づくり計画や地区計画などを作成した地区を対象に総合的な支援を行なう。                          |
|                                   | 都市計画推進事業              | 都市整備部 | 都市計画課  | 都市計画法等に基づく各種法定図書等の作成。                   | 土地の有効活用や住環境の向上等を目的とし、各種都市計画の決定・変更に係る調査及び法定図書の作成等を行う。                                              |
| <b>7-1 (2) 延焼遮断帯等による大規模延焼火災対策</b> |                       |       |        |                                         |                                                                                                   |
|                                   | 丸山公園整備事業              | 都市整備部 | みどり公園課 | 市民の憩い、運動、コミュニティー創出の場や一時的な避難場所の提供、緑地の確保。 | 上尾丸山公園は、昭和53年に約12.1haの面積で開園、平成元年度より約15.4haの拡張計画を策定し、自然環境を生かした公園として整備及び維持管理を進めている。                 |
|                                   | 上平公園整備事業              | 都市整備部 | みどり公園課 | 市民の憩い、運動、コミュニティー創出の場や一時的な避難場所の提供、緑地の確保。 | 上平公園や野球場その他各施設維持管理を行う事業である。                                                                       |
|                                   | ふるさとの緑の景観地保全事業        | 都市整備部 | みどり公園課 | 市民の憩い、コミュニティー創出の場や緑地の確保。                | ふるさとの緑の景観地は埼玉県条例に基づき指定されている。埼玉県及び上尾市は平成4年度から公有地化を進めている。                                           |

| 施策体系                                     | 事業名             | 所管    |           | 事業の目的                                                  | 事業の概要                                                                                                  |
|------------------------------------------|-----------------|-------|-----------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                          |                 | 部     | 課         |                                                        |                                                                                                        |
|                                          | 戸崎公園整備事業        | 都市整備部 | みどり公園課    | 市民の憩い、運動、コミュニティー創出の場や一時的な避難場所の提供、緑地の確保。                | 戸崎地区において平成5年に完了した公共残土埋立地（面積約6.0ha）について、公園整備を図る。                                                        |
|                                          | 街区公園整備事業        | 都市整備部 | みどり公園課    | 市民の憩い、運動、コミュニティー創出の場や一時的な避難場所の提供、緑地の確保。                | 地区住民の憩いの場として設置される街区公園の整備を図る事業である。主に土地区画整理事業などによって生み出された用地の公園整備を図る。                                     |
|                                          | 都市公園等管理運営事業     | 都市整備部 | みどり公園課    | 市民の憩い、運動、コミュニティー創出の場や一時的な避難場所の提供、緑地の確保。                | 上尾市管理の都市公園及び上尾市自然学習館外施設、並びにその他の公園を効率的に管理するため、指定管理者に委託し、公園の維持管理を行っていく。                                  |
|                                          | 空地整備事業          | 都市整備部 | みどり公園課    | 市民の憩い、運動、コミュニティー創出の場や一時的な避難場所の提供、緑地の確保及び維持管理。          | 空地进行を効率的に利用することにより、地域環境の保全と地域住民の潤いのある市民生活の向上に寄与することを目的に事業の推進を図る。                                       |
| <b>7-2 危険物・有害物質等が流出する事態</b>              |                 |       |           |                                                        |                                                                                                        |
| <b>7-2 (2) 危険物・有害物質等の流出時の対策</b>          |                 |       |           |                                                        |                                                                                                        |
|                                          | 環境調査・測定事業       | 環境経済部 | 生活環境課     | 生活環境の保全の観点から、大気・水質・土壌へ漏洩した化学物質等の存在状況の把握を目的として調査・測定を行う。 | 工場等からの排水検査や、河川水質、大気中のダイオキシン類等の調査を行う。食材及び空間放射能の測定を行う。雑排水による水質汚濁を防止するため、工場、事業所の立入調査を行う。                  |
| <b>8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態</b> |                 |       |           |                                                        |                                                                                                        |
| <b>8-1 (1) 廃棄物処理施設の整備</b>                |                 |       |           |                                                        |                                                                                                        |
|                                          | 新環境センター整備事業     | 環境経済部 | 環境政策課     | 現西貝塚環境センターの代替施設の建設。                                    | 新たなごみ処理施設の建設にあたり、伊奈町とごみ処理の広域化を進めるため、循環型社会形成推進交付金等を活用し、広域ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設）整備事業を行う。 |
|                                          | 西貝塚環境センター管理運営事業 | 環境経済部 | 西貝塚環境センター | 上尾市で発生した一般廃棄物を西貝塚環境センターで安全に安定的に処理する。                   | 西貝塚環境センターの工場棟、管理棟、資源化ヤード、車庫棟及び上野ストックヤードの運営及び維持管理をするもの。設備の長寿命化を図るため、「西貝塚環境センター基幹的設備改良事業」を実施する。          |
|                                          | 西貝塚環境センター一般事務費  | 環境経済部 | 西貝塚環境センター | 西貝塚環境センター施設、事務所の運営に必要な管理経費、義務的負担金等                     | 西貝塚環境センターの事務所管理費用や各種負担金・補助及び交付金など。                                                                     |

| 施策体系                                 | 事業名             | 所管    |           | 事業の目的                                                                                                        | 事業の概要                                                                                           |
|--------------------------------------|-----------------|-------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                      |                 | 部     | 課         |                                                                                                              |                                                                                                 |
| <b>8-1 (2) 災害廃棄物処理体制の整備</b>          |                 |       |           |                                                                                                              |                                                                                                 |
|                                      | ごみ処分・運搬委託事業     | 環境経済部 | 西貝塚環境センター | 各市町村内で発生した一般廃棄物の処理については、自区内処理の原則に基づき、市町村の経費によって処理するものである。家庭から排出された廃棄物の適正な運搬、処理を民間廃棄物処理事業者へ委託することにより市の責務を果たす。 | 小型ガスボンベ・ガラス・廃タイヤ・廃乾電池・動物死体・廃消火器・家電4品目不法投棄物などのごみを処分・運搬委託するものである。                                 |
|                                      | ごみ収集委託事業        | 環境経済部 | 西貝塚環境センター | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市の責任において家庭ごみの収集・運搬を行う義務がある。                                                             | 市内の各家庭から排出されるごみの収集運搬を委託するとともに、ごみ収集日程表を作成し、各世帯に配布するもの。                                           |
|                                      | 最終処分事業          | 環境経済部 | 西貝塚環境センター | 西貝塚環境センターで発生した焼却灰及び破碎残渣を最終処分場へ運搬し、埋立処分する。                                                                    | 上尾市は最終処分場を所有しないため、焼却灰、破碎残渣等の最終処分（再生含む）を委託処理するもの。                                                |
|                                      | ごみ収集車両管理事業      | 環境経済部 | 西貝塚環境センター | 各市町村で発生した一般廃棄物の運搬については、自区内処理の原則に基づき、市町村が運搬するものである。家庭から排出された廃棄物の適正な運搬することは市の責務である。                            | 家庭ごみ収集（塵芥車、ダンプ等）、場内作業（フォークリフト等）に使用する車両の賃貸借契約や維持管理（点検、修理等）を行うもの。                                 |
| <b>8-1 (3) 廃棄物処理に向けた市民への広報・啓発の実施</b> |                 |       |           |                                                                                                              |                                                                                                 |
|                                      | 資源循環推進事業        | 環境経済部 | 環境政策課     | 行政回収量の削減及びリサイクルの促進。                                                                                          | 市民へのリサイクル意識の啓発のため、地域リサイクル団体に対し、報奨金及び補助金の交付などの支援を行う。また、生ごみ減量化促進のため、家庭用生ごみ処理容器等の購入費に対して補助金の交付を行う。 |
|                                      | 不用品リサイクル事業      | 環境経済部 | 西貝塚環境センター | 市民へリサイクル品の提供することによりリユース意識の啓発をすることにより、ごみ減量、リサイクルを推進を図る。                                                       | 粗大ごみ収集及び市民から直接搬入されるごみの中には、品質が良好で再使用が可能なものがあることから、西貝塚環境センター内にリサイクル展示室を設け展示し、希望する市民に頒布を行うもの。      |
|                                      | 資源回収業務委託事業      | 環境経済部 | 西貝塚環境センター | 市民が排出する廃棄物から資源化が可能な紙類、布類を分別収集し資源の有効利用を図ることによりごみ処理量の減量化を図る。                                                   | 新聞、段ボール、雑がみ、古布をリサイクルするため、可燃物とは別に定期収集を行い、資源の有効利用を図るもの。                                           |
|                                      | 廃棄物減量等推進審議会運営事業 | 環境経済部 | 環境政策課     | 廃棄物処理の処理等について審議いただく、有識者や市議で構成される審議会の運営。                                                                      | 一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、廃棄物減量等推進審議会を開催し、事業の進捗管理を行う。                                        |

| 施策体系                                           | 事業名           | 所管     |       | 事業の目的                              | 事業の概要                                                                                                |
|------------------------------------------------|---------------|--------|-------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                |               | 部      | 課     |                                    |                                                                                                      |
| <b>8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態</b>     |               |        |       |                                    |                                                                                                      |
| <b>8-2 (1) 事前復興準備の推進</b>                       |               |        |       |                                    |                                                                                                      |
|                                                | 道路橋りょう等災害復旧事業 | 都市整備部  | 道路課   | 自然災害により被災した公共土木施設を迅速・確実に復旧する。      | 降雨、暴風、洪水、津波、その他異常な天然現象による災害により道路橋りょう等に被害を生じた場合に、施設の原形復旧を行う。                                          |
|                                                | 復興事前準備事業      | 都市整備部  | 都市計画課 | 事前復興計画の策定。                         | 平時から復興に向けた準備を行い、大震災等により被災しても迅速かつ着実に復興を進めることができるよう、「事前復興計画」の策定に向け準備を進める。                              |
| <b>8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態</b> |               |        |       |                                    |                                                                                                      |
| <b>8-3 (1) 地籍調査等の実施</b>                        |               |        |       |                                    |                                                                                                      |
|                                                | 都市計画基本図作成事業   | 都市整備部  | 都市計画課 | 都市計画基本図等の更新                        | 都市計画変更等に伴う都市計画図の印刷や統合型GISの用途地域等の情報の更新を行う。                                                            |
|                                                | 道路境界確認事業      | 都市整備部  | 道路課   | 境界確認作業の効率的な実施。                     | 近年の境界確認作業は、土地家屋調査士を含めた立会いが多く、難しい案件が増加している。事業委託により測量事前調査から、測量図作成が効率的になり、また各種ノウハウを吸収することにより他の案件に活用できる。 |
|                                                | 公共基準点管理事業     | 都市整備部  | 道路課   | 基準点の適正な管理。                         | 基準点は、地図作成や各種測量の基準となるものである。上尾市基準点管理規則に基づき、適切に管理する必要がある。                                               |
| <b>8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態</b>                |               |        |       |                                    |                                                                                                      |
| <b>8-4 (1) 荒廃農地の低減対策</b>                       |               |        |       |                                    |                                                                                                      |
|                                                | 農地農業用施設災害復旧事業 | 環境経済部  | 農政課   | 農地農業用施設等に被害が生じた場合、農地農業用施設の原型復旧を行う。 | 降雨、暴風、洪水、その他異常な天然現象による災害により農地農業用施設等に被害が生じた場合に、農地農業用施設の原型復旧を行う。                                       |
| <b>8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態</b>            |               |        |       |                                    |                                                                                                      |
| <b>8-6 (2) 保育体制の整備</b>                         |               |        |       |                                    |                                                                                                      |
|                                                | 認可保育所運営支援事業   | 子ども未来部 | 保育課   | 認可保育所の運営を支援する。                     | 認可保育所の通常保育、延長保育、一時保育事業等の保育運営を支援する。                                                                   |
|                                                | 市立保育所管理運営事業   | 子ども未来部 | 保育課   | よりよい保育環境を提供する。                     | 公立保育所の維持管理や運営するために必要な各種事業を行う。                                                                        |
|                                                | 民間保育所施設整備事業   | 子ども未来部 | 保育課   | 待機児童の解消を図る。                        | 上尾市子ども・子育て支援事業計画（上尾市こども計画）に沿って、民間保育所等の施設整備に対して補助を行う。                                                 |



| 施策体系                                                 | 事業名          | 所管     |         | 事業の目的                                                                                  | 事業の概要                                                                                                      |
|------------------------------------------------------|--------------|--------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                      |              | 部      | 課       |                                                                                        |                                                                                                            |
|                                                      | 放課後児童健全育成事業  | 子ども未来部 | 青少年課    | 放課後児童健全育成事業を実施する。                                                                      | 放課後、保護者が就労等により不在となる家庭の小学校児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る。                                                 |
|                                                      | 放課後児童クラブ整備事業 | 子ども未来部 | 青少年課    | 放課後児童健全育成事業の実施に必要な放課後児童クラブ（公設）の整備を図る。                                                  | 放課後児童健全育成事業の実施に必要な放課後児童クラブ（公設）を整備する。                                                                       |
|                                                      | 認定こども園移行支援事業 | 子ども未来部 | 保育課     | 待機児童の解消と幼児教育の充実を図る。                                                                    | 私立幼稚園が認定こども園に移行するに当たり必要となる人件費や委託費などの経費を補助する事業。平成30年度から5年間の時限で実施する。                                         |
| <b>8-7 被害認定調査、り災証明交付、仮設住宅の供給等の業務の遅延による生活再建が遅れる事態</b> |              |        |         |                                                                                        |                                                                                                            |
| <b>8-7 (1) 被害認定調査・り災証明交付体制の整備</b>                    |              |        |         |                                                                                        |                                                                                                            |
|                                                      | 固定資産税等賦課事業   | 行政経営部  | 資産税課    | 被災者の生活再建のため、生活再建に必要なり災証明書を迅速に発行する。                                                     | 災害発生時に、住家の被害認定調査を行い、その結果に基づき、迅速にり災証明書を交付するもの。                                                              |
| <b>8-7 (3) 生活再建支援体制の整備</b>                           |              |        |         |                                                                                        |                                                                                                            |
|                                                      | 災害救助事業       | 健康福祉部  | 福祉総務課   | 災害弔慰金の支給等に関する法律が適用された災害に対し、市条例に基づいた支援を行う。                                              | 災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令、上尾市災害弔慰金の支給に関する条例及び施行規則により、災害弔慰金や災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付を行う。                             |
|                                                      | 福祉総務課一般事務費   | 健康福祉部  | 福祉総務課   | 福祉総務課の一般事務費の他、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」及び「墓地埋葬等に関する法律」等に関する事務を行う。                               | 強靱化に寄与する事業内容：行旅病人及び行旅死亡人取扱事務、墓地埋葬等に関する法律に関わる事務。                                                            |
|                                                      | 災害見舞金等支給事業   | 健康福祉部  | 福祉総務課   | 災害により被害を受けたときに、被災された方またはそのご遺族に対し、災害見舞金または弔慰金を支給する。                                     | 災害により被害を受けたときに、被災された方またはそのご遺族に対し、災害見舞金または弔慰金を支給する。<br>ただし、災害救助法の適用を受けたとき、または、災害弔慰金もしくは災害障害見舞金の支給を受けたときを除く。 |
|                                                      | 災害対策基金管理事業   | 総務部    | 危機管理防災課 | 災害時応援協定に基づき、売り上げの10%が市の歳入となる自動販売機やその他寄付金等について、その歳入を災害時に活用できる資金とするため、災害対策基金に積み立てるものである。 | 寄附金等の積立を行い、大規模災害により被害を受けた被災者の支援に関する経費として有効に活用する。                                                           |

| 施策体系                                                        | 事業名                | 所管        |           | 事業の目的                                                           | 事業の概要                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------|--------------------|-----------|-----------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                             |                    | 部         | 課         |                                                                 |                                                                                                        |
| <b>8-8 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・喪失</b>     |                    |           |           |                                                                 |                                                                                                        |
| <b>8-8 (1) 文化財・環境的資産の保全・復旧体制の整備</b>                         |                    |           |           |                                                                 |                                                                                                        |
|                                                             | 文化財調査・保存事業         | 教育<br>総務部 | 生涯<br>学習課 | 文化財保護法に基づき文化財を保存・活用する。                                          | 市文化財保護条例に基づき、市内に所在する文化財のうち重要なものを市指定文化財等として指定し、その保存及び活用を図っている。また、これらの文化財の管理や修理のための補助金と維持のための交付金を交付している。 |
|                                                             | 埋蔵文化財調査事業          | 教育<br>総務部 | 生涯<br>学習課 | 地中に存在する遺構・遺物などを包括する埋蔵文化財（遺跡）を適切に保存する。                           | 市内における周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等が計画された場合、先立って試掘調査や発掘調査を実施する。                                                    |
|                                                             | 市史担当分室及び資料室管理事業    | 教育<br>総務部 | 生涯<br>学習課 | 市の関係施設で管理している歴史資料、古文書、歴史的公文書等や有形民俗文化財を適切に保存する。                  | 収集・整理した歴史資料（主に古文書など）及び、寄託されている歴史資料を保存し、歴史資料調査事業を実施する施設である市史担当分室（大石南小）・原市資料室の維持管理を行う。                   |
| <b>8-8 (2) 文化財への理解に係る意識醸成</b>                               |                    |           |           |                                                                 |                                                                                                        |
|                                                             | 「上尾の摘田・畑作用具」保存活用事業 | 教育<br>総務部 | 生涯<br>学習課 | 上尾市初の国指定文化財となった「上尾の摘田・畑作用具」を適切に保存・管理し活用する。                      | 令和3年3月に国指定重要有形民俗文化財となった「上尾の摘田・畑作用具」について、その保存のため適切な管理を行うとともに、市民への公開や啓発を行うことで文化財への理解を深め、その普及を図る。         |
| <b>9-1 災害リスクや避難行動に関する知識・認識不足により、適切な避難行動ができず多くの被害が発生する事態</b> |                    |           |           |                                                                 |                                                                                                        |
| <b>9-1 (1) 災害リスク・自助・共助に関する啓発</b>                            |                    |           |           |                                                                 |                                                                                                        |
|                                                             | 広報誌等作製・発行事業        | 市長<br>政策室 | 広報<br>広聴課 | 市政の現状や施策の取り組み状況などの情報を提供するために欠くことのできない重要な媒体であり、継続的定期的に発行する必要がある。 | 市政や施策の取り組み状況、お知らせなどを市民に分かりやすく提供するため、広報誌『広報あげお』を毎月発行する。視覚障害者向けには、『広報あげお』の内容を録音した『声の広報』を毎月送付する。          |
|                                                             | 公民館講座事業            | 教育<br>総務部 | 生涯<br>学習課 | 市民に多様な学習機会の提供や、生涯学習の充実を図るため。                                    | 生涯学習の充実を図るため、市内6か所の公民館で、一般教養、文化・芸術、健康・スポーツなど市民に多様な学習機会の提供や、公共の課題に関わる事業等を実施する。                          |

| 施策体系                                            | 事業名               | 所管     |         | 事業の目的                                                                                                    | 事業の概要                                                                                           |
|-------------------------------------------------|-------------------|--------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                 |                   | 部      | 課       |                                                                                                          |                                                                                                 |
| <b>9-2 コミュニティの醸成が不十分なため、被害（逃げ遅れ、延焼等）が拡大する事態</b> |                   |        |         |                                                                                                          |                                                                                                 |
| <b>9-2 (1) 地域コミュニティの醸成</b>                      |                   |        |         |                                                                                                          |                                                                                                 |
|                                                 | 地域活動推進事業          | 市民生活部  | 市民協働推進課 | 住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げるため。また、自治会等の自主的かつ円滑な運営を助長し、もって市民参加の市政を推進するため。                 | コミュニティ推進会議への補助及び自治会活動運営交付金の交付により、地域活動を推進する。                                                     |
|                                                 | 集会所等整備補助事業        | 市民生活部  | 市民協働推進課 | 地域における自治意識の高揚と福祉の増進を図るため。                                                                                | 集会や行事等、地域活動に利用する施設の整備や、施設で使用する備品または施設の周囲の環境基盤の整備を行う自治会に対する補助事業。                                 |
|                                                 | 外国人市民支援事業         | 市民生活部  | 市民協働推進課 | 増加する外国人市民に対して情報提供を行い、生活支援を図る。                                                                            | 外国人市民向けの相談窓口の充実や必要な情報を多言語で提供することで外国人市民の生活支援を図る。                                                 |
|                                                 | 地域福祉推進事業          | 健康福祉部  | 福祉総務課   | 社会福祉法第107条による、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める「上尾市地域福祉計画」の策定・進行管理を行うほか、上尾市見守りネットワークの運営等により地域福祉の推進を図る。 | 地域福祉の推進を図るため、地域福祉推進協議会や地域福祉推進員、あんしんNW庁内会議、上尾市見守りNWなどを運営する。令和4年度より第3次上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画開始。 |
|                                                 | 民生委員・児童委員活動推進事業   | 健康福祉部  | 福祉総務課   | 地域において、低所得者の自立更正の援護、高齢者・障害者・児童・母子等の福祉増進、福祉施策への協力など広範囲な活動を行う民生委員・児童委員の活動を推進する。                            | 民生委員・児童委員の活動に対する補助事業。                                                                           |
|                                                 | 社会福祉協議会補助事業       | 健康福祉部  | 福祉総務課   | 社会福祉法人上尾市社会福祉協議会の円滑な運営の確保と事業の推進を図る。                                                                      | ボランティア育成・指導、共同募金・日赤募金、生活福祉資金貸付、支部社協育成、行政からの社会福祉事業の受託等を行っている上尾市社会福祉協議会に対して補助金を交付する。              |
|                                                 | 社会福祉事業寄附金管理事業     | 健康福祉部  | 福祉総務課   | 社会福祉への寄附を社会福祉事業推進の財源に充てるため、社会福祉基金を設置し、福祉向上に繋がる事業を実施する団体に対して助成を行う。                                        | 社会福祉事業の推進のために寄せられた寄附金と運用利子等を社会福祉基金に積み立て、交付申請のあった福祉に関する事業を実施している団体に対して助成を行う。                     |
|                                                 | ファミリー・サポート・センター事業 | 子ども未来部 | 子ども支援課  | 子育て援助活動。                                                                                                 | 「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助をしたい人」を会員として組織し、地域における子育て援助活動を支援する事業。上尾市社会福祉協議会に業務委託。                     |

| 施策体系 | 事業名                       | 所管     |        | 事業の目的                                                                                                                                   | 事業の概要                                                                                                  |
|------|---------------------------|--------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                           | 部      | 課      |                                                                                                                                         |                                                                                                        |
|      | 子育て活動推進事業費補助事業            | 子ども未来部 | 子ども支援課 | 子育て中の自主グループが相互に交流し、児童の健全育成を図ることを目的としている。                                                                                                | 子育て中の親子が相互に交流することを支援し、児童の健全育成を図るため、上尾市子育て活動推進事業費補助金交付要綱に基づき、子育て自主グループの連合体に対し補助金を交付する。                  |
|      | 障害福祉サービス事業所かしの木園管理運営事業    | 健康福祉部  | 障害福祉課  | 障害福祉サービス事業所かしの木園の運営により、在宅の障害者の社会参加の促進を図る。                                                                                               | 市が設置している「障害福祉サービス事業所かしの木園」の運営を指定管理（上尾市社会福祉協議会に委託）に要する費用。                                               |
|      | いきいきクラブ・いきいきクラブ連合会活動費補助事業 | 健康福祉部  | 高齢介護課  | おおむね60歳以上の人を対象に自治会等を単位に活動している自主的組織で、スポーツ・趣味活動・ボランティア等を通して生きがいや仲間づくりを目的とする。                                                              | いきいきクラブに対し活動費として補助金を交付するとともに、各クラブを束ねる連合会に対してクラブ数に応じて補助金を交付する。                                          |
|      | シルバー人材センター運営補助事業          | 健康福祉部  | 高齢介護課  | 公益社団法人上尾市シルバー人材センターは、生きがいや健康、社会参加を求めて就労したいという高齢者に対し、能力や希望に応じて仕事を提供するほか、就業に必要な知識・技能の習得を目的とした講習等を実施している団体である。市は該当団体の円滑な運営を確保することを目的としている。 | 公益社団法人上尾市シルバー人材センターの円滑な運営を図るために補助金を交付する。                                                               |
|      | 敬老事業交付金支給事業               | 健康福祉部  | 高齢介護課  | 敬老の日の行事として、敬老事業を実施する者に対して、交付金を交付することにより、高齢者福祉の連携を図ることを目的とする。                                                                            | 敬老の日の行事として敬老事業を実施する自治会等、社協支部及び市長が定める施設等に対し、交付金を交付する。                                                   |
|      | 農村生活環境整備事業                | 環境経済部  | 農政課    | 協働のまちづくりの推進。                                                                                                                            | 上平東部地域の畑地帯総合土地改良事業区域において、農業者に加え子供から高齢者に至る地域住民参加型の生活環境整備事業や、あげお産業祭でのふるさと伝承教室を行う上平東部地域生活環境整備検討委員会へ補助を行う。 |
|      | 街づくり推進会議運営事業              | 都市整備部  | 都市計画課  | 街づくり推進会議の運営。                                                                                                                            | 都市計画マスタープランに位置付けられている市民・事業者・市の協働による街づくりを推進するための調査や審議を行ったり、市長に対し街づくりに対する提言を行う組織として設置した「街づくり推進会議」の運営を図る。 |

| 施策体系 | 事業名              | 所管     |           | 事業の目的                                                                                                                            | 事業の概要                                                                                                 |
|------|------------------|--------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                  | 部      | 課         |                                                                                                                                  |                                                                                                       |
|      | 市民街づくり活動支援事業     | 都市整備部  | 都市計画課     | 市民による主体的な街づくりの支援                                                                                                                 | 「街づくり推進条例」を活用した街づくりを目指し、協議会の設立を予定している地区及び設立した街づくり協議会に対して、協議会の運営支援、街づくりに関する情報提供さらに、街づくり専門家の派遣を行う。      |
|      | 一般コミュニティ助成事業     | 市民生活部  | 市民協働推進課   | 住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げるため。                                                                                  | (一財)自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施している一般コミュニティ助成事業を活用し、各団体のコミュニティ活動に必要な備品等を整備する。                          |
|      | 地域子育て支援拠点運営事業    | 子ども未来部 | 子ども支援課    | 地域の子育て家庭への支援の充実を図るため、市内13か所に子育て支援拠点施設(子育て支援センター)が設置されている。保育所や幼稚園などに就園していない子どもと保護者が気軽に利用できる交流スペースがあり、子育てに関する講座やイベント、育児相談などを行っている。 | 親子が交流を行う場を提供し、子育てに関する相談や情報提供等を行う。市直営1か所及び社会福祉法人等11団体で実施されており、このうち社会福祉法人等に対し事業の実施に必要な経費を対象として補助金を交付する。 |
|      | 子育て支援センター管理運営事業  | 子ども未来部 | 子育て支援センター | 子育てを支援することにより、子育て家庭の福祉の向上を図る。                                                                                                    | 子育て中の家庭を支援するため「親子及び親同士の交流の場の提供」、子育てに関する「講座の開催」「相談支援」「情報の提供」を行う。                                       |
|      | 地域福祉拠点運営事業       | 健康福祉部  | 福祉総務課     | 地域住民や関係機関による地域福祉を推進するために必要となる拠点の運営支援を行う。                                                                                         | 尾山台団地内の旧銀行店舗跡地を借り上げ、地域福祉推進の拠点として自治会に無償で運営委託するほか、社会福祉協議会の拠点運営の支援を行う。                                   |
|      | 市民活動支援センター管理運営事業 | 市民生活部  | 市民協働推進課   | 市民活動支援センターは、社会に貢献しようとする市民の自主的な活動の支援・促進及び市民との協働の推進を図るための拠点施設としての役割を担う。                                                            | 市民活動に関する情報の収集及び提供、相談、交流、研修、調査、研究等、市民との協働を促進するために設置した市民活動支援センターの管理運営業務。                                |
|      | 協働のまちづくり推進事業     | 市民生活部  | 市民協働推進課   | 第6次上尾市総合計画における「協働のまちづくりの推進」を実現するための必要施策を行う。                                                                                      | 協働のまちづくりの規範となる事業を実施することにより、市民活動団体と市との協働を推進することを目的とする。市は、市と協定を締結した市民活動団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。        |
|      | 地域活動支援センター事業     | 健康福祉部  | 障害福祉課     | 上尾市身体障害者福祉センターの運営等により、障害者の福祉の増進を図る。                                                                                              | 障害者総合支援法の規定に基づき市町村が実施する地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター等に要する費用を計上する。                                            |

| 施策体系                                       | 事業名             | 所管    |           | 事業の目的                                                                                                        | 事業の概要                                                                                                 |
|--------------------------------------------|-----------------|-------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                            |                 | 部     | 課         |                                                                                                              |                                                                                                       |
|                                            | 配食サービス事業        | 健康福祉部 | 高齢介護課     | 食事の調理が困難な在宅の高齢者及び障害者に対し、栄養バランスの摂れた食事を提供することにより、健康の維持及び生活を支援し、高齢者及び障害者の福祉の増進を目的とする。                           | 一人暮らしの高齢者や毎日の食事に不安のある人に配食サービス協力店を周知し、安定した食の確保を図るとともに、配食サービス協力店による見守りを行う。                              |
|                                            | 老人だんらんの家運営費補助事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課     | 地域の高齢者が交流を図るために気軽に集える場所として「老人だんらんの家」として施設の全部または一部を活用し、提供することで地域の高齢者に生きがいを与え、老人福祉の向上に資することを目的とする。             | 高齢者のだんらんの場所として地域の公民館・自治会館等を開放する自治会、町内会等に運営費及び家賃の補助を行う。                                                |
| <b>9-2 (2) 地域の防災組織の育成・支援</b>               |                 |       |           |                                                                                                              |                                                                                                       |
|                                            | 自主防災組織育成支援事業    | 総務部   | 危機管理防災課   | 災害時における共助の中心となる、自主防災会の取り組みを支援することで、市民の災害対応力の向上を図るものである。<br>その他、防災士資格取得への補助に加え、自警水防団、防災士協議会に対する補助金の交付も実施している。 | 地域における人命救助や初期消火等の応急対策活動がより効果的に行われるよう、資機材の購入費用や訓練等の活動支援として、補助金を交付する。また、地域の防災力向上のため、防災士の取得に要する経費の補助を行う。 |
| <b>9-3 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態</b> |                 |       |           |                                                                                                              |                                                                                                       |
| <b>9-3 (2) 多様性に配慮した避難所運営体制の整備</b>          |                 |       |           |                                                                                                              |                                                                                                       |
|                                            | 国際交流協会支援事業      | 市民生活部 | 市民協働推進課   | 地域における国際交流事業の推進を図るため。                                                                                        | 上尾市国際交流協会：同協会を支援することで、多文化共生の地域作りや次世代を担う子どもの国際感覚の養成を図る。埼玉県国際交流協会：同協会を支援することで、他市国際交流協会との情報交換や協働の推進を図る。  |
|                                            | 男女共同参画推進事業      | 市民生活部 | 人権男女共同参画課 | 男女共同参画社会の実現。                                                                                                 | 男女共同参画意識の向上を図るため、啓発講座の実施や男女共同参画情報紙等を発行し、情報提供、意識啓発を図る。また、男女共同参画社会の形成に向けた活動を支援する。                       |
|                                            | 人権啓発推進事業        | 市民生活部 | 人権男女共同参画課 | 人権問題への正しい理解と人権意識の高揚を図り、人権尊重社会の実現を目指す。                                                                        | 市の人権尊重都市宣言及び人権施策推進指針に基づいて、人権尊重意識の一層の普及・向上を図るため、あげおヒューマンライツミーティング21を開催し、様々な人権課題をテーマに市民・団体相互の交流を促進する。   |

| 施策<br>体系 | 事業名            | 所管    |           | 事業の目的                                                                         | 事業の概要                                                                                                                                   |
|----------|----------------|-------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |                | 部     | 課         |                                                                               |                                                                                                                                         |
|          | 人権男女共同参画課一般事務費 | 市民生活部 | 人権男女共同参画課 | 人権、男女共同参画に関する計画等を策定するとともに、研修会の開催や啓発をすることにより、多様性を認め合い、一人ひとりが人権を尊重し合う社会の実現を目指す。 | 人権男女共同参画課及び男女共同参画推進センターの一般事務費のほか、北足立郡市町同和対策推進協議会、人権施策推進協議会、男女共同参画審議会や人権擁護委員・保護司に係る経費を計上している。<br>強靱化に寄与する事業内容：人権、男女共同参画に関連する啓発等のための事務費用。 |
|          | DV対策支援事業       | 市民生活部 | 人権男女共同参画課 | だれもが安心して暮らせる社会の実現。                                                            | 配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくりのために、暴力を許さない意識の醸成を図り、また、被害者などの支援体制の充実を推進する。                                                                        |
|          | ふれあい広場補助事業     | 健康福祉部 | 障害福祉課     | 補助金の交付により、上尾市ふれあい広場実施事業の円滑な実施を図る。                                             | 健常者と障害者のふれあいの場として、またお互いの理解と親睦を深める機会として、アトラクション、福祉体験、模擬店など「ふれあい広場」を開催する実行委員会に対して補助を行う。                                                   |

## 【資料編】 3. 重要業績指標一覧

| 起きては<br>ならない<br>最悪の事態<br>(リスク<br>シナリオ)                | 施策プログラム |                              | 重要業績指標                                                             |                     |                     |                  |
|-------------------------------------------------------|---------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|------------------|
|                                                       |         |                              | 重要業績指標                                                             | 現状値                 | 目標値                 | 担当課              |
| 1-1 火災によ<br>り、多数の死者・<br>負傷者が発生する<br>事態                | (1)     | 消防水利の維持<br>管理                | 「上尾市消防水利施設<br>等に関する設置基準」<br>を満たす設置率                                | 【2020年度】<br>86%     | 【2025年度】<br>87%     | 【消防本部】<br>警防課    |
|                                                       | (4)     | 地域の消防体制<br>の強化               | 消防団員の定員に対す<br>る充足率                                                 | 【2020年度】<br>79.1%   | 【2025年度】<br>85.9%   | 【消防本部】<br>消防総務課  |
|                                                       | (6)     | 防火意識の啓発                      | 住宅用火災警報器設置<br>率                                                    | 【2020年度】<br>75%     | 【2025年度】<br>84%     | 【消防本部】<br>予防課    |
| 1-2 建築物の倒<br>壊により、多数の<br>死者・負傷者等が<br>発生する事態           | (1)     | 住宅の耐震化                       | 住宅の耐震化率                                                            | 【2020年度】<br>92.9%   | 【2025年度】<br>95%     | 【都市整備部】<br>建築安全課 |
|                                                       | (2)     | 多数の者が利用<br>する民間建築物<br>の耐震化   | 民間特定建築物の耐震<br>化率                                                   | 【2020年度】<br>94.7%   | 【2025年度】<br>概ね解消    | 【都市整備部】<br>建築安全課 |
|                                                       | (4)     | 宅地における防<br>災対策               | 大規模盛土造成地にお<br>ける第二次スクリーニ<br>ング調査の実施箇所数                             | 【2020年度】<br>0か所     | 【2025年度】<br>4か所     | 【都市整備部】<br>開発指導課 |
| 1-3 異常気象<br>(浸水・竜巻) 等<br>により、多数の死<br>者・負傷者が発生<br>する事態 | (1)     | 河川改修等の外<br>水氾濫対策             | 準用河川上尾中堀川改<br>修事業                                                  | 【2021年度】<br>79.6%   | 【2024年度】<br>100%    | 【都市整備部】<br>河川課   |
| 1-5 災害対応の<br>遅延等により、多<br>数の要救助者・行<br>方不明者が発生す<br>る事態  | (2)     | 情報伝達体制の<br>整備                | 市公式SNSのフォロ<br>ワー数                                                  | 【2020年度】<br>13,865件 | 【2025年度】<br>28,000件 | 【市長政策室】<br>広報広聴課 |
| 2-1 救助・捜索<br>活動が大量に発生<br>し、遅延する事態                     | (4)     | 市民に対する正<br>しい応急手当等<br>の普及・啓発 | 市内のコンビニエンス<br>ストアへのAED設置割<br>合                                     | 【2020年度】<br>76%     | 【2025年度】<br>80%     | 【消防本部】<br>警防課    |
| 3-1 沿線建築物<br>の倒壊等により、<br>道路・線路が閉塞<br>する事態             | (1)     | 道路ネットワー<br>クの拡充              | 西宮下中妻線 整備率                                                         | 【2020年度】<br>75%     | 【2025年度】<br>90%     | 【都市整備部】<br>道路課   |
|                                                       | (4)     | 沿道環境の整備                      | 埼玉県指定の緊急輸送<br>道路（第一次特定路線<br>のうち、耐震診断義務<br>化路線）沿道建築物の<br>耐震化（母数；4棟） | 【2020年度】<br>2棟      | 【2025年度】<br>概ね解消    | 【都市整備部】<br>建築安全課 |



| 起きては<br>ならない<br>最悪の事態<br>(リスク<br>シナリオ)   | 施策プログラム |                         | 重要業績指標                 |                    |                    |                    |
|------------------------------------------|---------|-------------------------|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|                                          |         |                         | 重要業績指標                 | 現状値                | 目標値                | 担当課                |
| 4-1 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態             | (1)     | 防犯対策の推進                 | 市内における犯罪発生件数           | 【2019年度】<br>1,647件 | 【2025年度】<br>1,000件 | 【市民生活部】<br>交通防犯課   |
| 5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態                | (1)     | 自立分散型エネルギー社会の構築         | 世帯あたりの太陽光発電設置割合        | 【2019年度】<br>4.7%   | 【2025年度】<br>5.9%   | 【環境経済部】<br>環境政策課   |
|                                          |         |                         | 省エネ対策推進奨励金申請件数（次世代自動車） | 【2019年度】<br>12件/年  | 【2025年度】<br>24件/年  | 【環境経済部】<br>環境政策課   |
| 5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態                | (1)     | 上水道施設・管路の整備             | 配水管の耐震化率               | 【2019年度】<br>28.5%  | 【2025年度】<br>31.5%  | 【上下水道部】<br>水道施設課   |
|                                          |         |                         | 浄水場施設の耐震化率             | 【2019年度】<br>0%     | 【2025年度】<br>41.4%  | 【上下水道部】<br>水道施設課   |
| 5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態             | (1)     | 公共下水道施設・管路の整備及び耐震・耐水化対策 | 下水道管路の耐震化              | 【2020年度】<br>40.7%  | 【2025年度】<br>45.7%  | 【上下水道部】<br>下水道施設課  |
| 6-1 サプライチェーンの寸断等による産業・農業の生産力が低下する事態      | (3)     | 企業の事業継続体制の整備            | 中小企業サポート件数（単年度実績数）     | 【2019年度】<br>159件   | 【2025年度】<br>175件   | 【環境経済部】<br>商工課     |
| 8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態        | (3)     | 廃棄物処理に向けた市民への広報・啓発の実施   | 1人1日あたりのごみ排出量（家庭部門）    | 【2018年度】<br>673g   | 【2025年度】<br>627g   | 【環境経済部】<br>環境政策課   |
| 8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態                 | (1)     | 荒廃農地の低減対策               | 荒廃農地の面積                | 【2020年度】<br>14%    | 【2025年度】<br>減少     | 【環境経済部】<br>農政課     |
| 8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態             | (2)     | 保育体制の整備                 | 保育所の待機児童人数             | 【2021年度】<br>14人    | 【2025年度】<br>0人     | 【子ども未来部】<br>保育課    |
|                                          | (3)     | ボランティア受入れ体制の整備          | 災害ボランティア育成人数           | 【2021年度】<br>97人    | 【2025年度】<br>200人   | 【健康福祉部】<br>福祉総務課   |
| 9-2 コミュニティの醸成が不十分なため、被害（逃げ遅れ、延焼等）が拡大する事態 | (1)     | 地域コミュニティの醸成             | 地域活動やボランティア活動に参加している割合 | 【2018年度】<br>28.8%  | 【2023年度】<br>30%    | 【市民生活部】<br>市民協働推進課 |
|                                          | (2)     | 地域の防災組織の育成・支援           | 地域防災訓練の実施率             | 【2019年度】<br>94%    | 【2025年度】<br>100%   | 【総務部】<br>危機管理防災課   |

**【資料編】 4. 参考資料****■上尾市国土強靱化地域計画策定委員会設置規程**

令和3年1月20日訓令第3号

本庁

出先機関

上尾市国土強靱化地域計画策定委員会

(設置)

**第1条** 本市の国土強靱化地域計画（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。次条第1号において「法」という。）第13条に規定する国土強靱化地域計画をいう。次条において同じ。）の策定に当たり、その案を作成するため、上尾市国土強靱化地域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、本市の国土強靱化地域計画の案の作成に関し必要な次に掲げる事務を行う。

- (1) 本市の国土強靱化（法第1条に規定する国土強靱化をいう。以下この条において同じ。）の基本的な課題の検討に関する事。
- (2) 国土強靱化に関する施策及びその事例の調査研究に関する事。
- (3) 国土強靱化に関する基礎資料の収集に関する事。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員長及び委員7人をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部次長の職にある者（総務部次長の職にある者が複数いる場合にあっては、総務部危機管理防災課の事務を分掌する総務部次長の職にある者）をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員会に副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(委員長及び副委員長の職務)

**第4条** 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の会議への出席等)

**第6条** 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

**第7条** 委員長は、必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、総務部危機管理防災課において処理する。

(委任)

**第9条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

- 2 この訓令は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

**附 則** (令和3年5月17日訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

## 別表（第3条関係）

行政経営部行政経営課長 健康福祉部健康増進課長 市民生活部交通防犯課長  
 環境経済部西貝塚環境センター所長 都市整備部河川課長 消防本部警防課長  
 上下水道部水道施設課長

一部改正〔令和3年訓令12号〕

## ■上尾市国土強靱化地域計画策定委員会

| 所属             | 職名 | 氏名     |
|----------------|----|--------|
| 総務部            | 次長 | ◎関根 郁夫 |
| 行政経営部行政経営課     | 課長 | 本郷 美代子 |
| 健康福祉部健康増進課     | 課長 | 樋浦 雅紀  |
| 市民生活部交通防犯課     | 課長 | 小川 紀之  |
| 環境経済部西貝塚環境センター | 所長 | 佐藤 健一  |
| 都市整備部河川課       | 課長 | ○奥隅 雄一 |
| 上下水道部水道施設課     | 課長 | 内堀 真人  |
| 消防本部警防課        | 課長 | 本田 茂人  |

◎委員長、○副委員長

## ■策定経過

| 日付                   | 会議等                  | 主な内容            |
|----------------------|----------------------|-----------------|
| <b>令和3年</b>          |                      |                 |
| 令和3年2月10日            | 第1回上尾市国土強靱化地域計画策定委員会 | ・基本目標について       |
| 令和3年5月24日            | 第2回上尾市国土強靱化地域計画策定委員会 | ・骨子案について        |
| 令和3年5月31日            | 第1回上尾市防災会議           | ・骨子案について        |
| 令和3年6月10日<br>～6月30日  | 庁内照会                 | ・強靱化に関わる事業について  |
| 令和3年7月28日<br>～8月24日  | 庁内照会                 | ・脆弱性評価・推進方針について |
| 令和3年8月26日            | 第3回上尾市国土強靱化地域計画策定委員会 | ・脆弱性評価・推進方針について |
| 令和3年8月26日            | 第2回上尾市防災会議           | ・重点化案について       |
| 令和3年10月6日            | 第4回上尾市国土強靱化地域計画策定委員会 | ・検討状況について（中間報告） |
| 令和3年10月25日<br>～11月2日 | 庁内照会                 | ・素案について         |
| 令和3年11月16日           | 第5回上尾市国土強靱化地域計画策定委員会 | ・計画素案について       |
| 令和3年11月29日<br>～12月7日 | 庁内照会                 | ・計画案について        |
| 令和3年12月14日           | 第6回上尾市国土強靱化地域計画策定委員会 | ・計画案について        |
| <b>令和4年</b>          |                      |                 |
| 令和4年1月4日<br>～2月3日    | パブリックコメント            | ・計画案について        |
| 令和4年2月15日            | 第7回上尾市国土強靱化地域計画策定委員会 | ・計画案について        |
| 令和4年3月3日             | 第3回上尾市防災会議           | ・計画案について        |



上尾市国土強靱化地域計画

発行年月 令和4年3月

発行編集 上尾市総務部危機管理防災課

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

電話 048-775-5140 FAX 048-775-9927

<https://www.city.ageo.lg.jp>

